

平成25年12月6日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 伊藤勝巳 | 2番 | 川瀬知之 |
| 3番 | 鈴木みどり | 4番 | 那須英二 |
| 5番 | 三宮十五郎 | 6番 | 早川公二 |
| 7番 | 平野広行 | 8番 | 三浦義光 |
| 9番 | 横井昌明 | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実 | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博 | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信 | 18番 | 大原功 |

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 伊藤勝巳 | 2番 | 川瀬知之 |
|----|------|----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

| | | | |
|------------------|------|------------------|------|
| 市長 | 服部彰文 | 副市長 | 大木博雄 |
| 教育長 | 下里博昭 | 総務部長 | 佐藤勝義 |
| 民生部長兼 福祉事務所長 | 山田英夫 | 開発部長 | 石川敏彦 |
| 教育部長 | 服部忠昭 | 総務部次長兼 総務課長 | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼 防災安全課長 | 伊藤久幸 | 民生部次長兼 健康推進課長 | 服部誠 |
| 民生部次長兼 福祉課長 | 前野幸代 | 民生部次長兼 介護高齢課長 | 佐野隆 |
| 開発部次長兼 商工観光課長 | 服部保巳 | 開発部次長兼 下水道課長 | 三輪眞士 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 渡辺安彦 | 教育部次長兼 生涯学習課長 | 八木春美 |
| 監査委員 事務局長 | 松川保博 | 財政課長 | 石田裕幸 |
| 秘書企画課長 | 山口精宏 | 税務課長 | 伊藤好彦 |
| 収納課長 | 山守修 | 市民課長兼 鍋田支所長 | 平野進 |

| | | | |
|--------|------|----------------|------|
| 十四山支所長 | 花井明弘 | 保険年金課長 | 平野宗治 |
| 環境課長 | 鈴木浩二 | 総合福祉センター 所長 | 佐野隆 |
| 児童課長 | 渡辺秀樹 | 農政課長 | 半田安利 |
| 土木課長 | 橋村正則 | 都市計画課長 | 竹川彰 |
| 学校教育課長 | 立松則明 | 図書館長 | 奥田和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記 | 浅野克教 | | |

6. 議事日程

| | |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問 |

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、伊藤勝巳議員と川瀬知之議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤博議員、お願いします。

15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博です。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

庁舎建設を進めるため、今回の用地取得問題について、住民監査請求という混乱の原因を的確に解明し、解決していくために、9月議会において市長の対応をただしてきました。しかし、努力不足の謙虚な反省もなく、市民を軽視した対応を続けていたために、今回、前代未聞の住民訴訟に至ったと承知をしております。これは弥富市にとって大変恥ずかしいことであり、残念なことであります。

市民から、庁舎問題はその後どうなっているのかと聞かれることもあります。市民には大変わかりにくい問題となっており、訴訟問題にまで至っている真実を市民に正しく理解していただくために、9月議会に続いて、市庁舎建設の検証と市長の責任と対応をただしていきたいと思っております。

まず、市庁舎建設の必要性については、議会も市民の多数も賛成であると受けとめております。私はもちろんのこと、住民訴訟の原告者も原告者支援の市民の方々も、市庁舎建設、そのことについてはほぼ理解もされており、賛成であります。したがって、市庁舎建設の必要性についての議論は全く必要ありません。

9月議会の繰り返しにならないように、住民訴訟の原因となっている超高額な土地取得問題のみの質問内容について答弁されるように、市長に最初に念を押しておきます。

問題は、土地の鑑定評価においては1対1.28、国の路線価格では1対1.3、弥富市の固定資産税評価額では1対1.4と、40%も高く上積みをした超高額な土地の交換をしなければならぬといった今までにも全く例のないことをしようとしていること。また、1億円を超え

る家屋等の高額な物件移転補償金を支払わなければならないといった土地取得条件等については、私を初め訴訟の原告者、また原告者を支援している市民の皆さんも、市長側の見解、対応にはとても理解することができず、弥富市のために、今後の用地取得に及ぼす影響をも考え、みんな反対であります。そのため、反省と改善策を求めているのであります。このことが住民監査請求であり、今回の住民訴訟の原因であります。このような重要な土地取得条件等が、市民に具体的に説明はされておられません。

去る11月16日の弥富市長と安藤県議の市政・県政報告会においても、このような訴訟内容の具体的な金額や条件は示されず、ただ都合のいい言いわけ的な市政報告であったようであります。参加された市民の中には、安藤県議と服部市長の報告会であるから、安藤県議から155号線の進捗状況や今後の見通し等の話でもあるのではないかと、服部市長からは、今問題になっている庁舎建設の経過報告があるのではないかと、住民訴訟が起こった原因はどんなことなのか、正しくよく知りたいと思って参加したが期待外れであったと嘆き、私のところへ録音テープを持ってこられました。報告会の内容も聞きながら、録音テープも繰り返し聞きました。

ほとんどの市民が、この重大な問題がなぜ住民訴訟までになっているのか、その真相がわかっていないのであります。また、その真相を、市民に具体的に正しく説明しようともしないところに問題があるのであります。

私も経験上から、解決できるように補正予算を提案して、わずか1週間で、数時間の審議で議決するようなことではなく、会期を延長するなりして内容の精査、議論を深めるように提案し考えも述べてきましたが、服部市長は謙虚に反省することもなく、また監査委員会も同様に、本年度内には支出されない補正予算であると地方財政法を無視し、門前払いといった対応をしており、現状の市政運営には知れば知るほどますます不信感が募るばかりであります。そのため住民訴訟に至ったと解釈すべきであると私は思います。

服部市長は人の意見も謙虚に聞き、具体的に検討し、冷静かつ慎重な対応に心がけていれば、このような住民訴訟といった混乱にはならなかったと思います。

原告者の一人であります加藤さんは、以前から常に行政問題や市民生活等に大変関心を持っておられ、研究心の旺盛な方で、正義感が強く、オンブズマン的に悪いことは悪いと行政運営や議会活動に対しても堂々と苦言を呈したり、また、まちのために貴重な提言もされている方であります。以前、加藤さんの貴重なアドバイスによって、同報無線の入札においては1億数千万円安く契約することができ、貴重な税金を使うこともなく同報無線の整備ができた記憶があります。市長も承知されていることであり、議会の皆さん方も承知をされておると思います。

こうした人々の時には厳しい提言にも耳を傾ける力量がないところに服部市長の人間性の

問題があり、また地方自治体運営を円滑に進めていくべき市長の倫理観や洞察力の欠如が問題発生の原因であると言わざるを得ません。このような現状では、もう言いわけだけでは済まされないと考えます。

今回、特記すべき重要な問題は、弥富市のために住民訴訟という方法を選択せざるを得なかった原告団初め、原告団の支援者たちは身銭を切ってまで、私費で弁護士費用まで負担し合い、市民の貴重な税金を公正に活用し、無駄遣いにならないように戒めていることでもあります。原告団は、損害賠償を求めているものでもなく、市庁舎建設に反対しているのでもありません。何ら利益や名誉を求めているのでもありません。ただ、弥富市、弥富市民のために、正義感をもって、市長に対して市民の貴重な税金は公正に活用し、無駄遣いを戒め警告しているのであります。まさに市長の倫理観を促していることでもあります。

これらの市民の方々は、服部市長の最初の厳しい選挙戦で服部市長を擁立し支援してきた人たちであります。服部市長にとっては、大切な恩義がある人たちであるはずであります。服部市長は肝に銘じて対応を考えるべきであります。名張のように、予算執行してから市長が弁済判決を受けるようなことにならないように、服部市長のためにも前もって警告のために訴訟を起こしたと解釈すべきであります。まさに服部市長のためであり、弥富市のための訴訟であります。

しかし、それでありながら、市長は法廷で決着をつけると強気の姿勢で、市の貴重な税金を使って弁護士に依頼し、着手金費用31万5,000円を先月予算計上しました。もう円滑な行政運営は期待できない状況であります。市長が正当性を主張したいのであれば、この超高額な土地取得条件問題等について公開討論会を開催して、具体的内容を市民に公開し、堂々と討議、討論をし、市民の判断を仰ぐようにすべきではありませんか。顧問弁護士からも、市民によく説明し理解を得るようにすべきであると言われたと、市長は6月19日の議会で答弁しているではありませんか。

市民の貴重な税金は一円なりとも無駄遣いしません、市長の歳費は20%減額しますと訴えて、市民の支持を得て当選できた最初の公約、心がけはいつの間にか忘れられてしまったという支援者の無念さははかり知れないものがあります。服部市長を擁立、応援した私を初め支援者らも、市民に対してみんな責任を感じているところであります。

そこで、まず最初に、このような観点等から、これら市民の心情と市長の倫理観と責任、現状の対応についての認識を尋ねたいと思います。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

佐藤議員に御答弁申し上げていきます。

最初に、私に対していろいろとお話をいただくわけですが、御意見として真摯に

承り、今後の行政運営に生かしていきたいというふうに思っております。

残念ながら、ここ数年、佐藤議員とはお互いに膝を合わせゆっくりと話す機会もございません。私の不徳のいたすところではあるとは思いますが、お互いの全くの信頼感を欠いているような状況でございます。しかしながら、今回も庁舎問題につきましていい機会をいただきましたので、私の認識も踏まえ御答弁をさせていただきたいと思っております。

庁舎問題に対するさまざまな問題につきましては、特に土地取得問題においては、議会においては総務委員長を委員長とする庁舎特別委員会を設置していただき、各委員と議論、協議を重ね、各委員にはおおむね御賛同をいただいていると思っております。また、全員協議会におきましても、多くの議員の御意見を賜り、大多数の議員に対して賛成をいただいているものでございます。

そうした状況の中において、6月の定例議会におきまして土地取得の補正予算を計上させていただきました。物件移転補償費1億530万円、土地購入費1億1,620万円の補正予算の議決をいただいたわけでございます。

議会の議決は重い、その裁量権は非常に重いものがあると私は強く認識をしているところでございます。議員各位の裁量を御尊重申し上げていきたいと思っております。しかしながら、反対された佐藤議員はこのことをどのように御理解していただいているか、私には少し理解ができないところでもございます。

その後、住民監査請求から住民訴訟へと至ったわけでございますが、大変残念ではございます。しかし今後、司法の場で本市の正当性を申し上げ、判決をいただけるものと確信しているところでございます。

庁舎の土地取得問題につきましては、その差しとめ請求ということで司法の場に移りましたが、佐藤議員は、私の認識では、極めて原告の方々と同じ立場に立ってみえると思っております。被告は弥富市長であります。既に11月27日には、第1回の口頭弁論がスタートいたしました。そして第2回目が、12月26日にその口頭弁論が開かれるわけでございます。幾ら本会議場の御質問とはいえ、答弁を差し控えさせていただく場合もございますので、御了解をいただきたいと思います。

しかしながら、何度も超高額な土地取得条件問題ということでございますので、いま一度お話をさせていただきます。

物件移転補償費1億530万円についてでございます。私どもは、積算をする鑑定人を競争入札で決定し、その積算においては全て補償基準に基づき実施させていただいたものであります。建物、工作物、動産、不動産、立ち木、移転費、諸経費等々でございます。積算に対しては、信頼できるものでございます。

よく議員は、20年、40年経過したものがなぜこんなに高いというふうにおっしゃっておる

わけですが、建物の外見だけを見て補償額を決めているわけではございません。新しい場所で再建築した場合、いわゆる再築補償率に基づく補償額を提示させていただいておるところでございます。この物件移転補償費の資料は全て提出しておりますので、司法の場ではっきりしていただけることになろうというふうに思っております。

土地購入費総額 1 億 1,620 万円、これは 2 筆でございますけれども、現在お願いしている土地と産業会館の土地とでは、確かに鑑定評価額は 1 対 1.28 であります。また、公共用地の取得にかかわる補償基準も、私としては十分理解をしているつもりでございます。

しかしながら、隣地をお願いするということは、どなたが見てもいびつな不成形の形から使い勝手のいい成形の形と変わり、一体的な土地利用をすることにおいて建物の日影規制をクリアできるとか、あるいは駐車場をゆったりと確保できるとかいう形の中で、大きな効果を生み出すものと思っております。いわゆる庁舎建設に対する所期の目的を達成することができ、まさに行政の経営判断というふうに思っているところでございます。

監査請求の起きたときにも、監査委員の御説明にもありましたが、取得後の庁舎敷地は一体的に利用する効果もさることながら、道路路線に正面と北側のところに面するわけでございますので、その利便性も高く評価も高くなる、いわゆる側方路線加算という形の中でのことをおっしゃっております。

いずれにいたしましても、平成 23 年 3・11 東日本大震災の教訓として、老朽化し耐久性のない庁舎を一刻も早く建てかえる、災害時の司令塔として市民の安心・安全を確保するということが喫緊の課題であろうというふうに思っております。これは私の強い認識であり、また倫理観でもあると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 高 清 君） 佐藤 議 員。

15 番（佐藤 博 君） 大分飛躍した話でありますので、そうした中で順次質問をまいります。

市長の市政報告会における発言内容に、大変私は疑問を感じております。

そこで尋ねてまいります。

市長は、監査委員というのは、その事業が執行された後でさまざまな数字をチェックしていくのが監査委員の仕事ですと。執行もしていないのにどうやって評価するのか、請求は却下されたら市民に市政報告をしておられます。

監査請求には、予算執行後の事後監査と、予算を執行してしまうもとに戻すことができず取り返しがつかなくなるため、予算執行前に行う事前監査の制度がありますが、市長は承知をされているかどうか尋ねたいと思います。

議長（佐藤 高 清 君） 服部 市 長。

市長（服部 彰 文 君） 事前監査制度について承知しているかということでございますが、私

も会計を少し学んだことがございますし、今の立場でさまざまな一部事務組合等を含めまして監査役を担当する機会も多いわけでございます。詳しくはわかりませんが、事前監査については多少承知をしているところでございます。

通常の監査におきまして、よくあることでございますけれども、事務局員が監査委員の指示に基づいて、あらかじめ監査を実施する方法も事前監査の一つであろうと思っております。しかし、佐藤議員のお尋ねは、私は随時監査、いわゆる予算執行前に必要があると認めた場合に、監査委員が前もって監査を実施する、こういうことについては随時監査という制度があるということ承知しております。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 各地方自治体のホームページによりますと、事前監査の制度は、それぞれの行為が行われることが相当の確実さで予想される場合も対象となります。このように記載されています。どこを調べても、年度を越えた監査はできないとはどこにも書かれておりません。

事実、私も調べてもらいました。静岡市を初め、たくさんの自治体のホームページ等、住民監査請求制度について調べてもらいましたが、今のそういうような事前監査ができないということを書いてあるホームページは一つもありません。事前監査も非常に必要なんです。

確かに、予算執行後の事後監査は原則1カ年以内と明確に書かれています。今回の場合、監査委員は地方自治法第124条、相当の確実さをもって予想される場合のみと、予想される場合には当たらないから却下しています。これは事前監査の重要性が理解されておらず、ただ見解の相違では解決できない重要な問題であります。

事後監査で不正不当の監査結果が出されても、もとに戻らない結果もあります。不正不当な予算執行をただすべき監査制度であります。市長は、予算の執行後の監査請求よりも、不正不当な予算執行を事前に監査することによって予算の執行を差しとめることの重要性の意義を認識されておるかどうかが、この点について再度伺いたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

6月の補正予算は、そのときにも御説明をさせていただきましたとおりでございます。土地収用法に基づく事業認定を県からいただくための補正予算という形の中で、議会にも説明をさせていただきました。また、監査委員はその議事録において、平成25年度には執行されない、または執行される見込みがないという形の中で、住民監査請求を却下されたわけでございます。監査委員の立場というのは、その予算がおかしいとか、あるいは監査委員がその予算に対して意見を申し上げるということについては、私はその立場にはないというふうに思っているところでございます。

あくまでも予算の審議は議会、そして議員皆さんであります。そして、その裁量権は非常に大きい範囲があるということを御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） それでは、地方自治体の予算は、地方財政法からしても単年度の予算編成が原則であります。

最初から年度内には執行しないような予算を提案、議決するということがいかなものか。これはどこで聞いても全く不可解な問題だということでもあります。単年度予算決算の原則を逸脱した不適切な補正予算を提案、議決したという前代未聞の問題が弥富では発生したわけでありまして。

国政はもちろんのこと、地方自治体の財政運営は、本年度の予算は本年度内に支出する予算であるということが原則であります。最初から、今年度は支出しないというような予算を提案、議決、計上していることは当然あってはならないことでもあります。監査委員の使命とも関連があり、この点の説明を市民にわかるように、一度説明をしていただきたい。

議長（佐藤高清君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 6月議会で御説明させていただきました時点では、まず建築許可についてのスケジュールが12月中にはおこなわれるだろう。その後、仕様に基づく事業認定の手続が3月までかかるだろうという想定のもとにお話をさせていただいております。

それで、その時点でスケジュール的に見ますと、税務協議というのはどうしても4月に入ってしまうという可能性が十分見込めたものですから、当時そういったお話をして補正予算を組ませていただきました。

この間の9月議会でしたか、緊急質問にもございましたように、予算の連続性についてどうだというお話がございましたので、確かにそのとおりであります。それで、当初におきましての説明の段階では、一旦予算が執行できない、できたら使いたいんでありますが、できないだろうという想定をいたしましたので、できない場合は流させていただきます、改めて新年度で予算を組ませてほしいということでお話をさせていただきましたが、緊急質問でお話ございましたように、連続性という意味から3月に繰越明許で補正をさせていただきます、引き続き予算として計上させてほしいというふうに答弁させていただいておりますので、現段階ではそのように考えておりますのでよろしく願いいたします。

それで現在、住民訴訟に入ってしまったので、事業認定についてはこの訴訟の決着を見てからというふうに担当課から聞いておりますので、執行については確実にできないだろうというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 私は、この補正予算2億1,150万円は繰越明許の方法をとられるの

かということを質問しております、9月に。繰越明許の方法があるんです。質問しております。

しかし市長は、繰越明許は絶対やりません、こういうことを答弁しておるんじゃないですか。これ9月議会の議事録を見てもらえばわかりますが。だから、繰越明許という方法があるということを私は指摘してきておるんです。しかしそれはしないと、こういう説明であったから、来年度はどういうように予算編成をするのかと。同じものをまた予算で組むんだつたら、また来年度、結局監査請求が出ますよということも言ったはずであります。

その点について間違っておりますか、私の質問が。

議長（佐藤高次郎） 服部市長。

市長（服部彰文） そのときの佐藤議員の御質問については、議事録を見ないと正しいとか間違っているということについても判断できないわけでございますけれども、私どもといたしましては、そのような状況の中で、今後のスケジュールの中で何とかこの補正予算がということを考えておりました。ある意味では不確かな状況という形であったことは事実でございます。

しかしながら、こういう形で住民訴訟に至ったという形については、もうこの辺のところについてははっきりしなきゃならないということで、先ほど副市長からも答弁をさせていただいたように、3月議会において繰越明許という形の中で継続的な形にさせていただきたいということをお願いしているわけでございます。

議長（佐藤高次郎） 佐藤議員。

15番（佐藤 博） きょう、大原議員からも、ころころと答弁が変わっていくじゃないかと、まさにそのとおりなんです。

私はちゃんと、そういうことがあると、繰越明許の方法もあると、そういうことは尋ねておりますから、今さらになって繰越明許をやりますというような言い方は通用しませんよ。

それから続いて、いろいろありますから質問してまいります、服部市長は今回の問題も、市政報告の中では、「最初から用地の取得について議会にきちんと説明し、議会の上承を得て進めてきました」と、テープの中にこのように出ております。これは私からいうと、全く弁解がましく、全く真実とは異なった報告であります。

経過のわからない市民からすると、きちんと手順を踏んで進めてきたのに住民監査請求が出されたり、なぜ住民訴訟が起こったのかと、間違った受けとめ方をしておられます。その真相を正しくここで説明します。

昨年の3月議会では、私の質問に対して、地主の方の協力が得られるとの答弁があったことから、昨年の3月7日に庁舎建設特別委員会が設置され、基本設計まででき上がり、昨年の12月には基本設計図が市民に配付されたのであります。用地の問題については、ことしの

3月ですよ、1年後、ことしの3月になってから、1坪50万円の要求のため取得が困難になったと、市側は初めて議会に諮るようになったんですよ。初めから用地の交渉の経過というのは全然聞いていませんよ。協力がいただけるというだけだったですよ。だから基本設計までやったんですよ。基本設計が市民に配付されてから、ことしになってから用地が困難になったという報告であったはずですよ。

ですから、私が平成23年から2年以上かかりながら適正な用地取得条件をまとめることができているというこの怠慢の上に、市民に基本設計図まで配付した責任を追及しておるんです。基本設計費も支払っていること、用地取得条件の交渉がそうしたことから、より困難になったというのが一般の見方であります。したがって、超高額な用地取得条件に従わざるを得なくなったと私は解釈しておるのであります。

このような日時的経過が、用地取得条件の交渉を困難にしてきたことと私は市民に申し上げたいと思うのであります。この点は重要な問題であります。ごまかすことなく、正確に確認をしたいと思えます。

補正予算が提案された6月19日の議会において、2年半もかかって用地取得条件をまとめることができなかつたのかと私が質問しました。市長は、「用地の交渉には3通りがあり、時間がかかっていたことは事実」との答弁があった。私が2年前からそのような話は聞いていないとただしたのに対して、市長は、「途中経過が示されていないということにつきましましてはおわび申し上げなければ」と答弁しているんです。

初めからきちっと議会に諮って、きちっと議会の手続をとって進めてきたんですか、これで。議会に諮ったのはことしの3月からですよ。この点は間違えてはいけませんよ。この点は重要な問題であり、基本設計図を市民に配付したのに、このような議会に諮ってきた。重ねて強調しますが、議会に諮ったのはことしの3月からであります。

市長の間違った報告は、問題解決を今後より困難にすると思えますが、市政報告会の内容と事実関係について明確な説明を求めます。

議長（佐藤高次郎） 服部市長。

市長（服部彰文君） 用地交渉の経過を議会に説明していないではないかという御質問でございますが、それは説明を受けたのはことしの3月からだと主張していただいておりますが、地主のお1人とは、平成22年11月から、買収及び代替地案での用地交渉をしてまいりました。しかし、条件的に折り合わず、借地なら応じてよいということでもございました。

本市には、市街化区域内では建物底地の借地契約というのは事例がございません。このことについては、議会のほうでも何回も御説明をさせていただきました。そして、各市に尋ねた結果、同様な借地契約の事例が見つかり、その条件と一時は地主さんと交渉がまとまり始

めました。

しかしながら、この借地条件という形については、議会のほうに御報告申し上げたら、建物底地でいわゆる借地契約をすることは正しくないのではないかということで、その各議員のほうからお話をいただいたところでございます。いわゆる借地ではだめだということで、再度やり直すことの機会をいただいたわけでございます。

購入することで交渉を続け、土地の価格では産業会館の土地と比較しますと1.28倍の差がありますけれども、おおむねの御了解をいただいたということで、議会のほうに御報告を申し上げた次第でございます。

そういうような状況の中において、私どもといたしましては全員協議会、そして庁舎建設特別委員会等々の議会の場において御説明をさせていただいております。決して3月からではないということをお報告申し上げていきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 議会に用地がまとまるのが困難だということは、ことしの3月ですよ。前から聞いていませんよ、そんなこと。用地がまとまらないのに基本設計までやったということ、この事実はどうですか。違いますか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 新庁舎の建設に対して、用地を取得するということは大変重要な問題であります。また、建設に際しましては合併推進債、いわゆる90%起債、そして40%の交付税措置という形が活用できる。その状況の中で、財政負担が少なく将来世代の負担も少ないという状況の中では、議会と一致しているところでございます。

以前に対して、スケジュール等もお見せさせていただきましたけれども、先ほど来、副市長のほうからも話があったとおりでございます。非常にタイトなスケジュールの中で、最短の計画で私どもとしてはその当時はやってまいりました。

そして、当時合併推進債の発行時期というときには、あと4年数カ月という状況にございましたので、目標達成するまでに基本設計案がまとまりましたので、市民の皆様にお知らせするという形の中で基本設計を出させていただき、パブリックコメントを求めたわけでございます。

その前提ということに対して、基本設計案を提案させていただいたということでございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 全く私の質問に対する答弁じゃないですよ。

私は、用地交渉の困難になったというのはことしの3月からですよ。その前に基本設計は終わっちゃっておるんだ。だから、市長は最初から用地の取得について議会にきちんと説明、

全然議会に説明していませんよ。何のまとまりもない中で基本設計やったんだから、それは地主さんとしてはかなり強気になりますよ。

何でそれじゃあ、基本設計を市民に公表する前に用地の取得条件をきちっと決めておかなかったのか、その点について、市長どうですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 用地取得の問題につきましては、私も3通りの方法があるという形の中で、先ほども答弁の中でお話をさせていただきました。1つは賃貸契約もあるだろうし、あるいは代替地の問題もあるだろうし、土地買収の問題もあるという中で、交渉を進めてきたわけでございます。

基本設計という段階においては、さまざまな形でそれに添付する書類が必要となってくるわけでございます。そうする中において、土地契約をするというような状況においては、土地収用法におけるいわゆる特別控除ということに対しては、その控除が受けられないという中で土地契約を結ぶことはできないわけでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 全く言いわけだけです。答弁じゃないですよ。そんなことをいっておったら、この問題はいつまでたっても解決できんですよ。間違っておったところは間違っておった、怠慢であったところは怠慢であった、議会にきちっと諮るべきところが諮ってなかった、そういうことはきちっとすべきですよ。

まあその点は、市民の皆さんにも、基本設計が終わって、そして用地交渉が難航したということだけはみんなわかってもらうようにしたいと思っております。

続いて、市長は先ほども言いました。市政報告会で土地の評価額について、市長は市役所用地として一体的に使用すれば価値が上がる、こういうような今の報告をしております。

これは私は監査委員に質問したときにも申し上げたことでありますが、民間であれば投機的要素もあったり活用評価で判断できるけれども、公共用地の場合は、その時点で、その場所において鑑定評価額を基準にして評価すべきであります。見込み評価をするようなことになると、公共用地の取得は全て高く評価しなければ取得ができなくなるのであります。

一例を申し上げれば、例えば道路用地の取得の場合、道路ができればその隣地の土地は高くなります。だから、道路用地を買おうとするときに、隣地の評価が上がるからその上がった評価額で買えというようなことになったらどうしますか。そんなことだったら、もう道路の用地は買えませんよ。公正な用地取得はできなくなりますよ。

その時点で、現状の鑑定評価を基準にするのが常識ではないでしょうか。この点について、市長はどう考えておられるのか伺いたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 御質問にお答え申し上げます。

私ども、土地の価格を求める場合においては、国の定める公共用地のいわゆる取得にかかわる補償基準という要綱がございます。これについて行っているわけでございますけれども、この基準に基づいて土地の正常な取引価格を求める場合には、市が取得した後の将来に生ずる価値を考慮することができないということにもうたっております。

それは確かにそういう状況の中で、鑑定評価額の1対1.28ということが生まれておるわけでございますが、最初に私もお話をさせていただいたように、今回この購入予定地が庁舎敷地として一体的に利用すれば、いわゆる日影規制の問題であるとか駐車場の問題であるとか、そういったことに大きな効果を生み出すということは言えるわけでございます。また、側方路線加算という状況の中においても、大きな産業会館のほうの土地との乖離はないというふうに申し上げてきました。これはまさに行政の経営判断という形で御理解をいただきたいと思っております。

今後においては、議会の同意、議決の手順を踏まえて庁舎用地として取得していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） そうすると、今回の場合は見込み評価で正当だという判断ですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） そうではありません。いわゆる6月の補正予算に認めていただきました土地購入費及び物件移転補償費がそのものの額でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） そうすると、市役所用地として一体的に使用すれば価値が上がるといような、市民に報告はどのような意味があるんですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） この土地を取得させていただきまして、いわゆる一体的な土地利用という形の中で新庁舎を建設することに対するメリットということについて、市民の皆様には御理解をいただくように説明をしていきたい。12月15日にも事業説明があるわけでございますけれども、そういった形の中でも説明をしていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） そうするともうすぐ、なかなか進んでおりませんが、県道、国道、こういうようなところの用地買収も弥富市が積極的に協力をしなきゃいけない。そうの中で、家屋補償やあるいは用地取得がそんなようなことで、道路ができれば高くなるんだから、一体的に活用したら高くなるんだからこの用地は高く買ってくれと、あるいは高く

交換をしてくれというような要求が出たときには、市長はどういうような対応をとられますか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私どもは、その土地を収用するときにおいては、やはり地権者や地主の皆さんとしっかりと話し合いを進めながら、いわゆる土地の収用に対するさまざまな私どもの要領、要綱につきまして御説明を申し上げ、御理解をいただこうというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 時間がなくなりますから、このことだけにかかっておれませんが、ということは、そのときそのときで都合のいいように解釈をしてやっていくと、こういうことだね。

それじゃあ、次へ進みます。

議長（佐藤高清君） 修正答弁、服部市長。

市長（服部彰文君） 今、佐藤議員がおっしゃった最後のお言葉につきましては、決してそうではないということだけ申し述べておきます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） しかし、結果的にはそういうことですよ。いいですか。

そこで、私は産業会館のあるあの土地の活用評価についても、これは非常に重要な問題だと思っておりますので、再度確認をしておきます。

産業会館のあるあの用地の南側から800平米を、240坪ですね。交換用地として提供し、さらに近い将来、北側を国道1号線の拡幅で提供するようになると、全体の敷地は約3分の1少なくなることとなります。面積が少なくなった場合の活用評価は減少することになると思います。

土地の評価は、一般的に低下するのではなかろうかと思いますが、この産業会館の土地の将来の評価を市長はどのように考えておられるのか、承りたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 土地の評価をする上において、一番前提となるのが正面路線価ということでございます。

したがって、産業会館の土地につきましては、今代替地を出した状況と今の状況と比較しまして、正面路線価また側方路線、これが1号線、平和通りというのは変わらないものでございますので、面積比例で減ることはありますが、単価で減るというふうには捉えておりません。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 今の路線評価でいくとというのは、路線評価だったら1対1.3ですよ。鑑定評価は1対1.28なんだけれども、路線評価のほうが高いですよ。

それと、土地が活用するというのはやっぱり敷地面積が、規模によって大きく変わるんですよ。小さい面積であれば評価は安くなる。ところが、貴重な広い面積であったら価値は当然高いものになるんですね。そういう認識はありませんか、総務部長。

議長（佐藤高次君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 今1.28とか1.3とおっしゃってみえますのは、これから庁舎のために取得しようとしている土地と産業会館の土地の比較は1.28、1.3ということでございます。それで、取得しようとする土地が取得できたときには、あそこが一体というふうに捉えて、正面路線が平和通りになりますのでということでございます。

それで、要はあそこの取得しようという土地の正面路線が変わることによって価値が上がると。産業会館のほうは、たとえ代替地として出してその用地が減っても、正面路線、また側方路線ですか、そちらのほうが変わらないものでございますので、価値は下がらないというふうにお答えしたということでありまして。以上でございます。

議長（佐藤高次君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 全く考え方が私と違うんです。土地というのは、ある程度規模によって評価は変わってくるんです、これは。路線価は変わらないかもしれんけれども。まあいいわ、その点を今やっておいたって時間が過ぎるから、次に進みます。

次に、補正予算2億2,150万円は今後は繰越明許費でやると、こういうことに言明をされたようですが、間違いありませんか。

議長（佐藤高次君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） そのとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高次君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） そうすると、この補正予算額でこれから監査の問題、あるいは訴訟の問題もきちっとこの価格で議論をしていくと、こういうことでいいですね。わかりました。

続いて、もう1つつけ加えておきますが、用地の取得が円満に解決しなければ県の事業認可も厳しくなり、建設はおくれるようになるのではなからうかと。また、場合によっては不可能になるかもしれません。

その場合の責任について、市長はどのように考えておられるか。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 住民訴訟という形の中で、司法の場に移っているわけでございますので、その点については明確にお答えするわけにはまいらないというふうに思っております。

できましたら、3月議会でその進捗状況を踏まえてお話しできればというふうに思ってお

るところでございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 参考のために申し上げておきます。

曾野綾子さんの著書「人間にとって成熟とは何か」の中で、次のように表現されています。諦めることも一つの成熟であり、メンツにこだわり過ぎて失敗することもある、こういうくだりがあります。参考に申し上げておきます。成熟とは何であるかといったら、果物が熟すること、また人間の体や心が十分に成長すること、場合によっては物事をきちっと解決すること、こういうように成熟とは捉えておるわけです。参考に申し上げておきます。

一日も早くこういう問題が解決をして、そして市民の期待に応えられるような対策を私は市長に要望しておきたいと思っております。

そこで、私はこのような問題が起こったことに対して、私なりに勉強もしなければならぬし、先日、愛知県の職員のOBの方でこうした行財政関係の専門家である人にいろいろと相談をし、指摘も受けてきましたので、今後の参考のためにあわせて順次質問していきます。

最初に、私の経過説明を受けて、どのようなことが言われたかと。

このような土地取得条件については問題もあり、住民監査請求は弥富市にとって重要なものと考えられるとの認識がありました。その理由は何であるかということ、基本設計まで進んだ中で土地取得がまとまっていなかった点は当局の責任であり、また支出できないような予算を議決するようなことには配慮が足らなかった、問題があると考えられる、こういう見解でありました。私と一緒にすることですね。

その中で、さらにこのような将来的にまちづくりの中心となる市役所はどうあるべきか。防災、安全性、機能的な事務室や会議室の配置、市民全体が利用しやすい場所、交通アクセス、建設費の経済性、庁舎の維持管理費など行財政問題の経験者やまちづくりの専門家、学識経験者等を中心とした基本調査委員会による基本調査を最初にやる必要があったのではなかったかと、こういうように指摘を受けました。

もう時間がないので簡潔に言います。今回の検討委員会のメンバーからすれば、議会の代表も出ておられますけれども、どちらかといえば区長さんだとか充て職の人が中心でありますから、どうしても市側の説明にイエスマンになりがちで、専門的な見地からの意見、見解というのはなかなか求めることができなかつた、こういうふうに思っております。

そうすれば、今回の基本構想も基本設計も全て仮のものとして、広く市民の意見も交えて議論し直すことも生じてくるのではなからうかと、こういうように私は感じたのであります。まあ市長に聞いてもできないと思っておりますから、私は意見として申し上げておきます。今後また、次の機会にきちっとします。

それから、ボーリング調査費1,034万円が支出済みになっていますが、高過ぎるのではな

いかということでありませう。

この地域には、地盤沈下のためにボーリングによる地質データが愛知県にはあり、箇所によってそのデータに補足するのが一般的で、せいぜい300万前後で調査はできるのではなかつたかと、こういう指摘を受けたが、その点について市側はどのように考えておられるか。

議長（佐藤高清水君） 服部市長。

市長（服部彰文君） その前の前段でお答えをさせていただきますけれども、検討委員会のメンバーがイエスマンであったというふうにおっしゃっているわけですが、まことに心外な御発言であろうと思っております。そうした形では、各委員は皆様それぞれの責任のもとに自分の意見を持って会議にも出ていただいたわけですが、議会からも、議長がメンバーとして参加をいただいたわけですが、

そして、基本構想がまとめ、先ほど議員がおっしゃったようなさまざまな項目についてはこの基本構想にまとめさせていただきました。もう一度御熟読いただければ幸いなあとというふうに思っております。

また、ボーリング調査の件でございますけれども、御質問によるとせいぜい300万円くらいでその調査ができるんじゃないかというようなことが言われておりますけれども、どなたがおっしゃっているのか私は少しわかりませんが、この地質調査につきましては、前にもお話をさせていただいているように7者の競争入札によってその受注者を決定し、調査を依頼したわけですが、

この内容におきましては、ボーリング深度、地下の深度は65メートルから55メートルというようなところの調査を3カ所、3本行ったわけですが、これは地盤の許容応用力及び基礎ぐいの許容支持力ということを求める調査でございます。また、今回の庁舎につきましては、液状化対策という工法を取り入れていきたいという状況の中で液状化調査をさせていただきました。

いずれにいたしましても、しっかりとした地質調査がなければ安心して庁舎はできないわけですが、そういうような状況で、事あるところの事前でのデータを活用して、その実施設計をしていくわけにはまいりません。そうした形の中で、しっかりと責任をとっていただくということになるわけですが、

ちなみに申し上げますけれども、愛西市が今庁舎の問題に割れておりますけれども、この地質調査の金額も1,050万円で、ほぼ私どもと同額でございます。そういう状況の中での地質調査であることを御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清水君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 時間もないので申し上げますが、このボーリング調査費については、もうちょっと一遍研究をされるといいですよ。県にはあるんですから。そこへ持ってきて、

市長は今検討委員会について言われたが、検討委員会の中に建築だとか行財政だとかという専門の方は入って見えましたが、どうですか。

私は失礼な言い方をしたということではないですよ。そういう人たちの専門的な意見も聞けるような、最初に調査委員会をつくったほうが妥当だったという指摘を受けておるんですよ。専門家はいましたか。いいですか、間違えていけませんよ。

最後に、市ともなれば個別外部監査制度も必要ではないかと思いますが、これについてはどうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 個別の外部監査制度ということは一つの制度としてはあると思いますけれども、私どもとしては、識見を有するという状況の中においては、公認会計士のいわゆる監査員をお願いしております。そういった意味においては、適正そして公平に監査をしていただくということで適任者だと思っております。以上です。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 時間がありませんから、大事な問題を1つ私は指摘していきたいと思えます。

この前の16日のように、服部市長が、ある市民は私が悪事を働いているようなメールを出していると、こういうようなことを言われたということでひんしゅくを買っています。きちっとしたものを市民に報告していないから、そういう疑いが出ることは当然なんです。また次の機会に、私がきちっとやります。

2番目の問題については、3月議会でやります。以上で終わります。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に鈴木みどり議員、お願いします。

3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、体育館施設の使用について。

スポーツの普及に伴い、体育施設を利用する団体が年々ふえています。利用時間の重複などで希望時間に確保できない団体も少なくないのではないのでしょうか。

現在の利用区分として、体育施設は火曜日から土曜日、午前9時から午後0時までの3時間、午後1時から5時までの4時間、そして夜間として午後5時から午後9時半までの4時

間30分の3つのサイクルになっています。日曜日、祝日の場合は9時から5時までということになっていますが、しかしながら、平日の夜間の時間帯におきましては、午後5時から活動を始める団体はなく、ほとんどが7時から7時半ごろから始めているのが現状ではないでしょうか。

午後5時から7時まででは、全く利用されていない時間帯です。使用料に関しても、四時間半借りても実際活動する時間は2時間から2時間半でも同じ料金ということになります。そのため、1つの団体が夜間の時間帯で入ってしまうと、そのあいている時間帯にほかの団体が利用しようと思ってもできない状態になっています。

時間の有効利用として、夜間の時間帯を午後5時から午後7時までの枠をつくり、2つに分けてはどうかと考えます。一つの案として、そこに小学生や中学生などのスポーツ等に利用してもらってはどうかと考えます。もちろんそれには限りませんが、市として、このような時間の有効活用をどのように考えてみえますか、お願いします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 弥富市におきましては、体育施設がございます。それ以外の施設もありまして、それぞれ市民の利用に供しております。

それで、時間帯の区分でございますが、これはおおむねどの施設も午前、午後、夜間に3区分されておるという状況でございます。まだ全部の団体を調べたわけございませんが、県内のいろんな団体を見ましても大体こういった分け方という形になっているのが現状でございます。それで、夜間とは何時からかと申しますと、午後5時から閉館までという施設が大部分であるという現状でございます。

その夜間につきまして、2つに分けてはどうかという御質問でございますが、施設の利用状況は各施設ごとにそれぞれ異なっておりますので、そういった利用状況を踏まえながら、来年度調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） これは次の項目にも関連してくるんですけども、現在どこでも3つのサイクルに分かれているから、こういう現状だというんですが、体育館施設の使用料金についてもですが、それについてお聞きしたいと思います。

現在の体育館施設の使用料なんですが、今午前、午後、夜間という3つに分かれているというお話ですが、私は今回体育館施設でお伺いしているんですけども、社会教育センターが午前の9時から0時までの間に1,260円、そして午後の1時から5時までが1,580円、そして夜間の5時から9時半までが3,160円となっております。

十四山スポーツセンターにおきましては、同じく午前で1,600円、午後で2,100円、夜間で2,100円、コミュニティセンターにおきましては午前では1,160円、午後では1,470円、夜間

では3,060円、十四山体育館におきますと、午前ですが1,600円、午後でも1,600円、そして夜間だと2,100円、十四山公民館におきましては午前が1,600円、午後1,600円、夜間2,100円、そして学校施設になりますと午前で1,260円、午後で1,580円、夜間で3,160円と、ばらばらの感じがするんです。

この使用料というのはどのように決められていますか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 現在の市の管理している公の施設の使用料につきましては、近隣市町の類似施設や過去からの経緯などを考慮していることから、必ずしも統一した考え方のもとに積算されているものとは言いがたい面があるのも事実でございます。

使用料というものは、ある行政サービスを特定の方が利用するという前提から、利用する方と利用しない方との均衡を考慮しながら、行政の関与の割合を明確にし、負担の公正を確保していかなければならないと考えております。

この施設の維持管理に係るコストを考慮しながら、公費負担と受益者負担の割合を明確にするように、ただいま議員のほうから御指摘のありました体育施設の使用料を含め、市の管理する全ての公の施設の統一的な使用料設定基準の策定の必要性は感じているところでございますので、来年度に調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 今現在、この使用料を見ますと、十四山地区におきましてはスポーツセンターも体育館も公民館もみんな同じ値段ということで、恐らくこれ合併時に全然変わらずにそのままの値段で来ているからじゃないかなあと思うんですが、十四山スポーツセンターの設備と十四山公民館の設備と比べてみますと、どうしてもスポーツセンターのほうがいい条件で使用できると思うんですね。そんなところにも、やはり社会教育センター、十四山スポーツセンター、各コミュニティセンターなどは同じ条件で使用できる施設なので、そこら辺を料金の統一と十四山体育館、公民館、学校施設などはシャワールームもないし、更衣室もありません。そんなところが同じ値段では、やはりいいほうに集中するのは当たり前の話ではないかと思えます。

そこで、1時間当たりの使用料を決めて、そこに夜間ですと照明とか、夏になりますとクーラーを入れたり何かしたときに空調設備料を決めていったらどうかなあと思えます。

スポーツをする人が気持ちよく汗が流せるように、弥富市の体育施設も料金統一で設備がきちっとそろっているところ、そうでないところの差をつけて。

〔発言する者あり〕

3番（鈴木みどり君） 差はついてないと思えます。

例えば、学校施設は鍵をコミュニティセンターまで返しに行かなきゃいけないという一つ

の手間がかかりますね。そういうところで、私もスポーツをやっていますので、ちょっと面倒だなあと思うところもありまして、どうしても学校施設よりもコミュニティセンターとか、そういうところのほうがいいなと思ってしまいますのであります。なので、皆さんが楽しくスポーツができるように、市のほうも考えていただきたいことを強く要望して、次の質問に移りたいと思います。

次は、学校教育の出前教室についてお伺いしたいと思います。

この10月に、私たちは東日本大震災の被災地であります宮城県七ヶ浜町、石巻市に視察に行かせていただきました。被害に遭われ、対処された市役所の防災担当者から、一番大切なのは、自助、共助、公助と言われる中、やはり自助が一番大切だ、そう話されました。

そのためには何が必要なのか。それは日ごろから家族で災害に遭ったときどうするのか、どこに避難すればいいのかを話し合っておくこと。そして、日ごろから被災に対する訓練をしておくこと、子供のころから防災教育をしていくことと話されました。

そこでお聞きしますが、現在、弥富市では小学校などでどんな防災教育をしていますか。お願いします。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 鈴木議員の御質問の、防災教育は実施しているかについてお答えさせていただきます。

各小・中学校とも防災訓練の事前学習で地域の特徴、地震、津波について、液状化などについても学習をして、防災訓練では地震、火災の場合の避難の仕方、地震、津波の場合の避難の仕方、実際、父兄に児童を引き取りに来ていただく引き取り下校、全ての学校ではありませんが保育園児を連れて避難誘導訓練を行っておりましてございます。

3・11東日本大震災以後、外部講師を活用したりして、子供だけではなく保護者の参加も呼びかけ実施しております。また、より子供たちの意識を高めるために、小学校では市内在住の阪神・淡路大震災の体験をされた方を講師にお願いして、防災について学習しております。中学校では、水害について各学年でテーマを持って学習したり、中学生にもできる災害時の行動や対応について学習をしたり、その発表会等を行っている学校もございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） もし大きな災害に遭った場合はもちろん、自分の身は自分で守るという教育は大切です。これは日ごろの訓練から身につくものです。

ここ2年にわたり、夏休みを利用して十四山公民館でサバイバル体験教室が開催されています。これは防災教育として身をもって実践すると、とてもいい経験ができるものです。身近なもので明かりをつくるキャンドルづくりや、町歩きをしての危険箇所の確認、避難場所

での段ボールで自分の寝床をつくること、ハイゼックス炊飯で自分の御飯をつくること、ロープワークでの結び方の練習、着衣水泳、いろいろなメニューが折り込まれています。この行事は、市内の小学生、4年生、5年生、6年生、全員の児童に案内を出しています。にもかかわらず、残念なことに参加者は少ない状況です。

この弥富市で災害が起きた場合、被害が一番大きくなるかもしれない栄南学区での参加者はいませんでした。開催場所となっている十四山地区、そして大藤学区などでも参加者はゼロです。参加した子供たちは、楽しくとてもいい体験ができた、また参加したいという感想を述べていました。東日本大震災から2年半たっているわけですが、意識は薄れてしまったのでしょうか。

これがもし学校教育の中で折り込まれていたのなら、保護者も子供たちももっと意識が高まるのではないかと考えます。学校教育と社会教育の違いはあるものの、この体験教室が防災教育としてはとても素晴らしいものだと思っています。

私は学校教育と社会教育の連携が必要ではないかと考えます。保護者の方の災害に対する意識はもちろんのこと、子供たちにもぜひ関心を持ってもらいたい。そのためにも、夏休みの出校日などを利用して実践的な防災教育をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 夏休みの出校日などを利用した実践的な防災教育について、お答えさせていただきます。

十四山中学校では、夏休みの出校日に学校が指定した避難場所から学校までの危険箇所の確認を行って、より安全に避難ができるよう取り組んでおります。これらのことを他の学校にも紹介しまして、地域の実情に応じた防災教育の指導を進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 例えば、電話一つにしても災害時にはつながりにくいこと、そんなときはどうすればいいのか。171の伝言サービスの利用の仕方や、また119番通報などの電話のかけ方、けがをした場合の応急処置など、これは中学生なら十分できると思います。消防署などの外部からの講師を招いて、学年に応じた出前教室を依頼してみてもどうかと思います。

もちろん防災面のことだけではありません。福島原発の事故以来、日本の環境やエネルギーが今日本でどうなっているのか。3・11の震災前は、地球温暖化CO<sub>2</sub>の削減に日本中が取り組んでいました。これから将来どうなっていくのかを、次世代を担う子供たちに伝えていかなければなりません。

この点については、何か取り組んでいますか。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 環境教育への取り組みについてのお尋ねかと思いますが、各学校では年間の指導計画の中に環境教育が位置づけられております。

学年によって取り組む内容は異なりますが、社会科の国土と環境、理科の人と環境などの単位では公害や環境破壊の問題について、その原因や影響、自分たちができることを考える学習をしております。道徳では、よりよい環境づくりと環境の保全は一人一人の不断の努力によって支えられるものであることを認識させ、正しい郷土愛、人間愛の心情を育てるようにしております。家庭科、私たちの消費と環境では、賢い消費者となるため商品選択や意思決定の能力を育て、特に省資源、省エネルギー、資源回収に心がけさせることを指導し、環境にも関心を持ち、未来に向けて環境の保全が考えられる子の育成を目指しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 持続可能な社会づくりのためにも、地域の人、各種団体、会社などを巻き込み、行政、学校と連携して子供たちに学習する機会を与えていくことが必要だと思います。

弥富の子供たちが自分の命を自分で守れるよう、また広くは地球環境を考えることができる、そんな子供に、またさまざまな興味を持ち学習する子に育ててほしいと思います。そのためにも、今後も積極的に出前教室を取り入れてくださることを要望して、私の一般質問を終わります。

議長（佐藤高清君） 次に山口敏子議員、お願いします。

12番（山口敏子君） 12番 山口敏子です。

通告に従いまして、3点質問させていただきます。

初めに、市内通学路の整備についてです。

弥富市には3つの中学校区、8つの小学校区があります。現在、中学校は生徒が自転車通学になっているため、学校近くの道路は歩道が広く、自転車も通行できるように整備されていると思われます。特に、一番新しくできました弥富中学校付近は、この整備が進んでおります。

しかし、どうでしょう。小学校の通学路については、まだまだ大変整備が進んでいない、細い道路だったりするところがあります。特に、市内で一番厳しく危ない学区の通学路は白鳥学区のように思われます。この通学路は、大型ダンプ、大型トラック、通勤の乗用車が数珠つなぎになっているその隣の車道を、20センチの高さの縁石で隔てられた歩道を通学路として使っているところもあります。

この道は、登下校のときには子供たち、それに地域の住民の方々が生活道路として重要な

道路になっていると思います。県道、市道、管理は大変と思いますが、この厳しい道路にガードレールを取りつけることはできないでしょうか。そうすると子供たちも安全に通行できるとは思います。お尋ねいたします。

議長（佐藤高清君） 橋村土木課長。

土木課長（橋村正則君） 御質問の通学路などの歩道の安全対策につきまして、お答えをさせていただきます。

通学路の安全対策につきましては、平成24年度におきまして通学路における交通安全に向けた緊急合同点検を実施しております。この中で、通学路の歩道につきましても現地確認を実施しているところでございます。

この点検を受けまして、交通安全対策を必要とする箇所においては、防護柵の設置、通学路看板の改修や路面標示などを行うこととしまして、本年度より順次整備を進めているところでございます。県道におきましても、同様にこの点検を行っており、順次整備が進められておるところであります。

御指摘の箇所につきましては県道と思われまますので、愛知県のほうへ要望をしまいたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） 今後、このガードレールが早く取り付けられるように、子供たちの安全、地域住民の方の安全のためにも、早急にできることを願っております。

それから次に、市内には8つの小学校、9つの保育所があります。8つの小学校のうち、交通量の多いそこを通る桜小学校の通学路にはカラー舗装がされて、私たち車を運転するときも、そこを歩く児童でも住民の方にも、ここは注意をしなければいけない道路だなど、かなり効果があると思われまます。

そして、次に新しくできました日の出小学校付近の道路も、ここはかなり交通量の多い道路です。ここは赤で「学童横断注意」と、かなり目立つように道路に書かれております。これも運転される人、そこは注意する道路だなど、すごい効果があると思われまます。

市内には2つの学区、弥生小学校と大藤小学校が保育所と小学校が隣接してつくられております。この2学校とも比較的ゆったりとした地域、周りが田んぼであったり畑であったりして、そういう地域につくられておりますが、やはり小学校の登下校時間と保育所の送迎時間が重なることがございます。

小学校の児童には徒歩で、保育所は自転車または車として、子供たち、児童たちが参ります。車、人双方とも注意を促すためにも、学校、保育所近辺にはカラー舗装をしていただければ、そうするとより安全な通学路になるのではないのでしょうか。早急に実現ができるといいなと思われまますけれども、御考慮をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 橋村土木課長。

土木課長（橋村正則君） 小学校、保育所付近の道路に、注意を促すカラー舗装の実施をということにつきましてお答えをさせていただきます。

路面標示などにつきましては、交通の危険箇所や通学路などにおきまして、カラー舗装や交通安全を促す文字、そしてドットマークというものを設置しております。また交通安全対策費といたしまして、ことし9月補正で増額をさせていただいております。

したがって、小学校、保育所の周辺におきましてもカラー舗装や路面標示など、危険箇所に対応しました安全対策を順次進めさせていただきまして、交通安全を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） ありがとうございます。順次、弥富市内の保育所、小学校の周りがカラー舗装されて、より児童、子供たちが安全に通行できるのを待っております。ありがとうございます。

それから次に、弥富市にも防災公園、平成の命山の造成をしてはということで質問させていただきます。

弥富市は、弥富市各戸に配られたハザードマップを見ますと真っ青で、唯一鍋田ふ頭付近の工場地帯が一番高い場所を示す黄色、それに昔から堤防だった場所ですね。筏川、鍋田川、その近辺は細長くですけれども黄色に色づけされております。

今年度、弥富市は南部コミュニティの隣に防災センター、十四山地区には十四山中学校、孫宝排水機場の屋上に上がることができる屋外避難階段ができました。今後も、このような屋外避難階段がつくられることはあるのでしょうか。お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 現在、建物に対する避難ということを中心に考えておりますので、今後もこういった屋外階段といったものを考えてまいりたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） 今後とも公共の建物の屋上には避難階段が順次つくられるということ。

11月18日付の中日新聞、このような特集の記事が出ました。ここには、静岡県袋井市で造営されている平成の命山の記事が掲載されておりました。「江戸の知恵人工高台」「高潮から身を守る「命山」」と大きく書かれております。江戸時代、330年ほど前、台風による高潮で約300名の方が犠牲になった。地元の古文書によると、生き残った村人が高さ5メートルの「中新田命山」や高さ3.5メートルの「大野命山」をつくり、その後水害の被害から免れ

たと言われて、そういう文章があったそうです。

南海トラフ地震被害想定では、今のこの史跡となった2つの命山がある国道付近に浸水区域が、周囲では海拔2から3メートルの低湿地帯であるため袋井市にも高台が見当たらない。東日本大震災後、危機感を抱いた住民の間で持ち上がったのは、平成の命山をつくろうではないかと地元の自治会の連合会の方が命山造営の要望書を市長に提出し、住民と市が協働で実現に取り組んだというような記事でございました。袋井市は、遠州灘から1キロ離れた国道150線沿いにこの平成の命山を昨年10月から工事が進められ、平成の命山として今年12月に完成、そういう記事でございました。

袋井市も弥富市と同じように津波避難タワーもつくられております。このタワーと命山の比較、値段とか費用対効果とか、そういうことが記載されておりました。タワーと命山の特徴としては、命山は、ふだんは公園として市民に開放されて使えます。そして、有事のときには避難場所として、ふだんの防災教育の場所としても使える命山でございます。平たんな弥富市にも、人工の高台、命山の造成はどうでしょうか。市有地の活用にも一緒に考え合わせれば有効活用になると思いますけど。

それから、耐用年数としては、この命山は永久的に使えます。避難タワーですと、やっぱり50年ほどの耐用年数と言われております。災害公園の平成の命山が市民の集いの場の一つと、ひとつ考えてはどうでしょうか。御考察をお願いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 議員御指摘の中日新聞の記事につきましては、私も読ませていただきました。

当市におきましても、命山ではございませんけれども、各学区に防災広場の建設を計画しておりました。東日本大震災以降、避難場所には高さが必要だとの判断から、議員も御承知のとおり、24年3月議会で防災広場から高さがある建物への避難へと方向を変更しております。具体的には、議員もおっしゃいましたように南部の防災センターでございますとか、十四山中学校の屋外階段といったものが設置されておるわけでございます。

命山の建設につきましては、概算の設計でございますけど、ちょっと試算してみました。約3,000平米の土地に、弥富市の場合非常に低い地盤だということで、約7メートルほどの高さに造成したという仮定でございます。その結果といたしましては、収容人数は1平米1人の換算で約600名ほどということでございます。ちなみに、建設費は8,200万円ほどという試算が出ております。

市の所有する土地に建設する方法もありますが、必要な場所に設置することは非常に難しいことかなと思っております。そうなりますと、土地購入に対する経費といったものがかかるといったことで、設備だけで済む屋外階段等とはまた違う費用が発生するといったことも

考えられると思います。

そういったことから、建物の屋上を避難場所として活用することが費用対効果的にすぐれているのではないかなという結論に達しております。また、当市は軟弱地盤でございます。これだけの土盛りをした場合、その土圧というものによって隣接の地盤の隆起も可能性があるといった御指摘もいただいております。

以上の結果でございますけれども、現段階では建物に避難といった方針の変更は考えておりません。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） 先ほど、試算をしていただきましたということで3,000平米、それから8,200万円ぐらい。この袋井の命山はもっと規模が大きくて、敷地面積が6,400平米で建設費も1億4,000万ということで、弥富は結構安くできるんかなあとと思いまして、3,000平米にぴったりの土地があったということで、私は思い出したんですね。

稲元地区が一番今弥富で低いということで、昔から言われております。ちょうどぴったりの3,000があるから、あそこにつくったら一番いいのになと、ちょっと短絡的に思ったんですけども、太陽光、太陽光ときのうの一般質問も出ておりましたけれども、太陽光もいつかどうなるかわかりませんが、永久的なる命山も公園として使える、子供たちも遊びに来たりすることができるということも一つ頭の中に、これから変更することもあるかもしれないので、変更したときには稲元のあの土地を入れていただけたらと思いました。これは私の希望的観測でございますけれども、弥富市にも命山があって、公園になったらいいなあという希望的で、一応お話をさせていただきます。

次に、弥富市には電柱などに避難場所案内看板がかなり立ってきております。これは避難所がどこにありますとかということの看板です。

弥富市民の大多数の方は、50年前、この地方を襲った伊勢湾台風の災害を知らない人、経験されたことがない、そういう方がだんだんと多くなってきていると思います。伊勢湾台風は、阪神・淡路大震災、今回の3・11の東日本大震災が起きるまでは、それまでは日本で起きた最大級の災害でした。50年前の伊勢湾台風から日本の災害に対する対策がスタートしたと思われま。

現在、スーパーなどで売られておりますインスタントラーメン、インスタント食品はその後に開発されたと思われま。私たちはあのころ、もしああいうインスタントラーメンがあったら、ひもじい思いをしなくても済んだがなあというあのときのつらい思い出、経験が今に生かされていると思います。

当時の弥富市は、2カ月半ほど水没しました。12月に入り、やっと仮堤防ができ、少しずつ水が引き始めたことを思いました。これは先人の方々の努力で、この54年間水害による大

きな被害が起きていない。この弥富市、海拔ゼロメートル地帯の弥富市ですが、排水事業がしっかり機能しているおかげだと思っております。

市民の皆さんに、50年前の水害で大変だったけど、安心・安全のまちですと知っていただくためには、伊勢湾台風は本当は負の遺産でございますが、この負の遺産を二度と起こしたくないという貴重な体験、そういうことを知っていただくためにも大切な遺産だと思います。市の公共施設などには、当時の水位の看板があります。そこに今電柱などにあります1次・2次避難所の指定をされていますよ、ここは公共施設でありますよという看板のところに伊勢湾台風の水位も入れてはどうか。弥富市はあれから水害は起きていませんよ、でも、もし水害が起きたらこれぐらいは水が来ますから、皆さん自分たちで避難しましょうという警告になると思います。

そこにもう1つ、先ほど言いましたように水位があれば、皆さんももっと避難するときには気をつけなくてはというふうにあると思いますけれども、そのほうはどういうふうになりますでしょうか、御返答をお願いします。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 議員御指摘のとおり、伊勢湾台風の歴史というものを認識するというのは非常に大切なことかと思えます。4年ほど前ですけれども、伊勢湾台風50年ということできろんな行事がありました。そのときにもいろんな催し物がありまして、そういったものも伝達しておったわけでございます。

今御質問の中の伊勢湾台風の水位ということでございます。これについては、過去には実際に水がつかった場所の位置の表示が市内でたくさんありました。去年までですと、東中地にまだ1カ所あったといったようなことがございます。現在におきましては、石垣等にかすかな痕跡を見つけられる場所は若干ある程度ということになっております。

まず第1に、電柱に対しての表示でございますけれども、電柱の表示につきましては1.2メートルから1.5メートルの間しか一般的な表示ができないといったものがございます。そういったことから、なかなか難しいことかなあと思えます。

それから先ほど、過去にあったような水位表示でございますけれども、たとえ当時の浸水高、前はここまでついていましたよというのがあったとしてもなんですけれども、昭和30年から40年代には約1メートル以上の弥富市は地盤沈下があったといったことがございます。ということで、現在、どこまで浸水するかといった浸水高の確定というのは非常に難しい問題かなあと思えます。

議員の言われますのは、非常に高いところにあります、ちょうど図書館の前にあるようなものを考えていらっしゃるのかと想像するわけでございますけれども、あれにつきましては実際に鍋田の一番先のところの水位、高潮の高さはこの高さであって、それがもしここまで

来ていたとするならこの高さだということで、実際に来た水位とは違うということは以前にも申し上げたような気はいたしておりますけれども、そういったことでございます。

といったようなことから、今後も今現在行っているような海拔表示、これですと実際にどこまで水が来るかというのはある程度推察できるというものでございますので、そういった形で進めていきたいと思っております。御理解願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） やっぱり海拔表示で大丈夫だと思います。高潮が来たときは、それは一時は来るかもしれませんが、この地域は堤防さえ守られれば大丈夫なんだけど、もし堤防が切れた場合は海面と同じ水位になってしまう。私は鯛浦のほう、中六のほうに住んでおりましたので、中六のほうですと大潮のときとか高潮になってしまうと軒下ぐらいまで来ていましたけれども、だんだんとそれは下の方へ行くともっとたくさんだったと思いますし、だからそれは海拔ということがあると、やっぱり皆さんにも堤防が切れた場合はここまで来るんだなという皆さんの表示ですね。これからも表示だけはしていただけると、皆さんもその心の準備というか、ここまで来るんだということで、恐れることはないと思います。現実に恐れなくてもいいから、一応その自覚をするということは大事じゃないかなと思います。ありがとうございます。

それから次に、避難場所の案内看板についてですが、もっと見やすい場所につけていただく必要があるのではないかとということで、ちょっと住民の方からお話がありまして、例えば近鉄の踏切の遮断機の下の辺ぐらいに、この近くの避難場所はここですよと書いてありましたので、果たしてこの低いところにあると誰か見てくれるのかなと。犬や猫は見てくれるかもしれないけど、人はちょっと目線にはないかなあということで、これはせっかくつけていただいたのにもったいない表示だなと思いましたので、ちょっとその辺をお知らせください。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） まず、市が設置した避難所看板等ということで、お答えさせていただきます。

これにつきましては、おおむね見にくい場所にはつけてないのかなあというようなことは思っております。ただ、実際にここの部分が見にくいというような具体的な場所がありましたらお教えいただきまして、それに対しての対応はさせていただきたいと思っております。

それから2つ目、近鉄の踏切の案内看板でございます。これにつきましては、私も議員の御質問があるまでは承知しておりませんでした。それから見に行ったわけでございます。

そして、近鉄に問い合わせいたしましたところ、災害などで列車から乗客を避難誘導するときのために設置したものということで、列車がとまってその乗客の方を避難させるときに、

ここに逃げましょうというので乗務員等が誘導するためのものだということで、踏切ごとについているそうです。全ての踏切かどうかは確認できておりませんが、そういうものだそうです。したがって、避難場所につきましても市が指定している避難場所だけではないのが現実でございます。例えば、近鉄弥富駅の西の踏切でございますけど、こちらについては市が指定していない近鉄弥富駅の上の部分ですね。あそこが津波等の避難場所として指定されているということでございます。

いずれにいたしましても、どこに避難するかというのは市民の方々の重要な関心事だと思っております。自主防災会の訓練に、避難訓練を取り入れていただくこともふえてまいっております。避難場所の確認や、地域の防災マップの作成など、今後お願いしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 愛知県から防災計画が年明けぐらいには発表される、南海トラフの3連動型の地震があった場合のという形の中で愛知県の防災計画が発表される予定でしたけれども、少しこれがおくれておまして、来年の6月くらいになるだろうということでございます。

そうした形の中で、またそれぞれの新しい情報というか、例えば浸水であるとか津波の高さであるとか、そういったようなことが具体的に表示されるのではないかなあというふうに思っております。

そんなことも含めまして、市としての再検討もしていきたいというふうに思っておりますので、追加答弁させていただきます。

議長（佐藤高君） 山口議員。

12番（山口敏子君） 東日本大震災から1,000日を過ぎました。宮城県の女川町の女川浜の高台に立つ女川中学校の生徒たちが、11月23日に保護者、教職員、それから来賓の方々約300人が集まりまして、この小春日和の中で3年生の生徒さんたちが紅白の紐を引くと、高さ2メートルの白御影石で「ここは、東日本大震災津波到達地点より高い」、中央には大きな文字で「女川いのちの石碑 千年後の命を守るために」、3年生の俳句で「夢だけは 壊せなかった 大震災」、そういう石碑がありました。

その下には400字の文字が刻まれておりました。要約は、「これから生まれてくる人たちに、あの悲しみ、あの苦しみをあわせたくない。その願いでこの碑を建てました。絶対に移動させないでください。大地震が来たらこの碑より上に逃げてください。逃げない人は無理やりでも連れ出し、家に戻ろうとする人は絶対引きとめてください。今、女川町はどうなっていますか。悲しみに涙を流す人が少しでも減り、笑顔あふれる町になっていることを祈り、そして信じています」。こういう碑が宮城県の女川町に21基建てられるそうです。全て募金

だそうです。

あの大地震を中学生がこれから後世に残しておこう、大事な大事な教訓として、1,000年先の人たちに知っていただくといつてこういう碑をつくっております。私たちも54年前、伊勢湾台風に遭いました。これは大事な大事な、私たちにいただいた遺産です。それを私たちは防災の基本としてずっとずっと後世に伝えていきたい、そういう思いで今回一般質問させていただきました。これで終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は12時45分とします。

~~~~~

午後0時00分 休憩

午後0時45分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

私は3点ほど事前通告をしてございますので、3点を中心に質問をさせていただきます。

きのうときょうと一般質問、さらには今日までいろんな形で議会との行政、議論があります。私もこの議論、一般質問する、そして議会と行政側とのすり合わせというか意見の交換のときによく言われることは、いつごろにどうするというようなお話があります。

1つの物事を解決していくのには、お互いが市民への説明責任もあるわけですから、やはり約束ということではないけれども、できなかつたらできなかつた、できるならできる、そんなこともきちっとしていただくことが1つは、私は冒頭、質問するに当たってお願いになるわけですが、これは市長、御指導いただく部分と、今日までいろんな形で行政の中で職員の皆さんも市長も努力をされていることについては結果がついてまいります。しかし、そのことを認めながらも、やはり議員として説明責任を果たしていく。私も市内に3,000以上の議会報告を私自身が行っていますけれども、その中に結構食い違いが出てきます、残念だけど。

例えば、防災一つについてただいまから質問いたしますけれども、避難所が、先ほども答弁がありました。各学区別にそれぞれ行うということの中で、高さに変わりましたという答弁、これはそのことの中で私どもも変化は理解をしなきゃならない。だけど、施策の変更ということで、議会の中で予算を審議していく上においては、きちっと順番にどこをどうしていくか。高さに変わった、このようなことも明確にお答えをいただくことがやはり私どもの議会としての質疑、議論に発展をしていくと思うし、市民も安心をしてその中に生活ができていくんじゃないかと思えます。これは私の思いであるかもしれませんが、その思い

をきちっと受けとめていただきながら、私は質問に入っていきたいと思います。

まず最初に、自主防災についてですが、この自主防災のできたのは、平成15年に東海地震、いわゆる太平洋ベルト地帯、駿河湾沖における震災、それぞれその状況の中で、弥富町が、そして十四山村が激震地に指定を受け、その状況の中から自主防災組織は平成15年につくられました。そして今日、11年目を迎えています。

この防災ということに関して、お互いに自助、共助、公助ですか、その柱でもって今日まで進み、そして予測のつかない東海地震、東南海地震、南海地震、3・11を含んで、自助の精神でもってこの防災、減災、そしてその災害に対応していくという状況の変化をお互いに、行政は行政として学校、保育園、そして避難所を今日まで整備をしていただいております。そのことは私も承知をしています。

しかし、この自主防災組織がつくられて運営のあり方ですね、まずは、11年たって52カ所ができた。じゃあこの計画は、計画というものに対して何年を目標に七十カ所達成を目的としているのか、お答えください。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 議員の質問にお答えさせていただきます。

具体的に何年までというお話をさせていただけるのが非常にありがたい話なんですけど、実際にもう既にでき上がっていてもというのが当初の予定でございました。ただ、いろんな状況の中でなかなか御理解いただけない地域もあるという中で、現在まだ20カ所ほどできてないというのが現状でございます。

現段階において、何年までにこれが完成できるかといったことについては、現在その時期については持ち合わせてございません。

議長（佐藤高君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 私は、持ち合わせないというところに、行政のあるべき姿がこれでいいのかという気がします。

公助、共助、自助含んで、市全体の防災訓練は全て行っている。そして、避難所についても行政は行政としてそれぞれの地域で、特に南のほうから、海に近いほうから対応したいという形の中の議論を、議会としては議論をしてきているつもりでありますし、市側もその状況がこのごろ目に見えてきています。

しかしながら、できているところ、できていないところ、予算を見ても年間500万ちょっとですよ、24年度の。これ、本来40万ずつのお金が行くならば、最低、資材の購入等においても50掛ける40で2,000万ということの中で行くと、一体どういう形で、自主防災という組織がありながら運営がされているのかということについて、自主防災があくまで自主防災組織だから自主に任すのか、行政としてその立場を通した指導はどうあったのかということ

について、まずその精神をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） まずもって、今までの市全体としての対応が弱かったということについてはおわび申し上げます。

今後の話になってまいりますけれども、来年1月16日に、初めてになりますけれども、自主防災会の全体会というものを開催する予定になっております。そこには、三重大大学の自主防災会に非常に詳しい先生にもおいでいただくように考えております。そういったところで、来年以降も年2回ほど取り組んでいきたいということを思っております。

この会を通じまして、防災会同士の情報の交換とか防災知識の習得、それから管理規定等を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） なぜ私は申し上げるかということなんですよ。

先ほども議員から、避難場所の掲示方法、連絡方法、それぞれの問題について、場所が市の案内と自治区の案内と自主防災とが違うという形が言われているわけですよ。ですから、少なくともそういう部分において、形の上で同じようなことを行っていくときに無駄であるのか無駄でないのか。もう1つは自立を、自助を高めていくためには自助の議論も大切だが、画一的な指導というものも大きな役割を持つわけですよ。

だから私は11年間、私は正直な話、五之三地区で、自前のことを言って申しわけありませんけれども、中六がまず第1だったと思う。その後、2番目が3番目に、規則等を含みながら検討させていただきました。このことはいいことだなあとということで、私もそれぞれ五之三地区の防災の立ち上げには努力させていただきました。

そして今、私のところの問題点は、五之三地区のいわゆる繰越金を災害が起きたときには全ての、お金は平島地区みたいに1億近いとか金はないが、五之三は600万、700万ぐらいの繰越金を防災費用に充当するという意思決定もしているんです。だから、お金の話じゃないと思うんですよ。それは総意があって初めてそういうお金が使える、使いたいということ。そういうために全体的にどうあるべきかということの中で、私はこの11年間経過の中に一度も行われなかったということについては、少し不満を抱くものです。

今課長が、おわびを申し上げますとおっしゃいましたが、何度もそうですけれども、企画を立ててその実行をしていく上には苦難があります。苦難があるけれども、目的があるわけですよ。到達があるからこそ計画があるわけでしょう。それに対する対応の仕方がこういう形であるのが、本当にどうであるのか。

先ほど市長は、来年度、国の方針、県の方針等、それぞれが違いがあるかもしれんが出てくるとおっしゃる。私どもも15年以降、それぞれの変化はお互いが認識をし、学び、そして

議会もそれぞれの対応もしてきているはずですね。これが市民にもその報告をしてきている。そういう状況で今日の運営のあり方について、私は少し、課長が遅まきながら来年の1月に学ぶという話。その規模はどれだけかわかりません。それぞれ、それぞれの自治防災区の中にその専門家などの養成などもされていることも知っています。

しかし、画一的な防災組織を確立するということについては、私ども議員も過日、七ヶ浜町ですか、東北へお邪魔しました。そのときに防災の果たす役割、3・11の結果、大変な役割を果たしてみえるんですよ。ということは、生命・財産を守っていく上において、今の警察だけではどうにもならない、消防団でもどうにもならない。そうすると、その地域にある犯罪防止、そして予測される地域の連絡、そのことが各自治区の防災が全て私どもがお邪魔したところではできている。それが大きな役割を果たして、それぞれ治安、財産を守ったという話になっています。

そういうことを私どもは経験をさせていただいたことから考えてみると、本当に早期にこの自主防災の画一的な組織化と統一、そしてその扱い方に課題があると思っています。

私はきょう、昨日も自治防災組織のつくり方の中での予算の執行、使い方についても質疑も出ていました、不明な点があると。けども、年間40万ずつの、例えば10区、私どもでも40万だとすると、50万は予算化して毎年五之三区で使っているんですよ。そうしますと、10年たつと500万ですよ。そうすると、500万という備蓄財産が、資材があるわけですよ。

そうしたときに、じゃあ全体的に立ち上がった、遅いところもあるが早いところもあるが、そういう状況の中に市が補助するお金の使い方、これによっても変化があるわけです。

きのう、市長は見直すところは見直していきたいという資機材の話も、予算の支出の仕方、使い方について答弁がありました。私はありがたい話だなあとと思っています。

それで、ある地区で市の防犯課にお邪魔して、紙の、市長こういう内容なんですわ。それからこうやって、例えば避難をするときに、各家庭に、避難をされた人は、例えばこの無事だというやつをつけないと。ないところは避難をされてないから点検をしたいと、こういう訓練をやるどころ、やったところがあるんですよ、中六ですが。

この資機材の購入費にお金を使わせていただけないかと言ったら、食品と消耗品以外は使えないので、この消耗品的なものについては使えませんというお話だった。じゃあレベルといますか、その地区の防災にかかわるいろんな形での議論が進められてきたところというのは、それぞれに創意と工夫を持って防災の関係に立ち上がっているわけなんですよ。そういういわゆる先進的な考え方のところを投入しながら、弥富市全体のレベルを上げていくこと、そのための必要経費の使い方、これは税金を使わせていただいている、税を返すという立場からすれば、当然踏み込んだ議論をしていただきたい。

防犯課へお邪魔したら、これはだめですと言われて帰ったと。だから、私は知り合いです

から、私もそこに学んで防犯組織をつくったものですから、努力させていただいた。伊藤君、おまえのところもどうなんだと。まだそういう状況というのは勉強せないけませんけど、ここはやっぱり議会で声を大にして言うわけじゃありませんけれども、きちっと市長が昨日も答弁されていたように、真剣にその必要な部分は何なのかということに、この資機材とあわせて自主防災の成長の過程で変わっていくものについて、そこを判断していただくということが行政として求められているんじゃないかと思いますが、この関係方について検討はいただけますか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

それぞれの自治会の自主防災会ということに対しては、多くのところで立ち上げていただき、現在、72自治体のうちの52自治体で結成をされているところでございます。そして、私もといたしましては、当初の応援させていただく補助金というような状況の中で、これも応援をさせていただくわけでございますが、やはりそれぞれの自主防災会の発展の進捗の状況においては、あれも欲しい、これも欲しいという状況になってくるかなあというふうに思っております。

そして、こういうことをしていって、もっと市民の皆さんがその地域の皆さんに対して安心・安全が訴えられるということにつきましては、私もとしては、これは大変結構なことでございますので、応援もさせていただかなきゃならないというふうに思っているわけでございますので、もう一度資機材の内容と、その発展形として当然予測されるような備品の購入ということにつきましては大いに検討する価値があるというふうに思っておりますので、そういったことも踏まえて、あるいは備考として予備費というような状況も踏まえて、もう一度現在の補助のあり方ということについて再検討を加えていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） ただいまは、市長のほうから御答弁いただきました。

やはり早期の組織化と同時に、さらなる検討をしていただきたいと思っております。ということは、これ備品は各自治区がためているやつはどういう管理をしていくかということも課題なんですよね、本当に。40万円ずつその地区に出されていく。じゃあ400万、10年たてばその資機材が購入されているわけですよ。

そういう管理指導も、これはやはり的確な形で方法を含んでそれぞれ検討し、さらなる意見の統一をしながら、五十数団体の画一的な扱い方が求められるんじゃないかと思っておりますので、この点についての考え方を御答弁願います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えさせていただきます。

資機材の管理という形の御質問かと思えます。現在におきましては、市の補助によって集落、自治会、自主防災会のほうで買われるといったことで、その所有については各防災会のほうの所有になるかと思っております。

購入時につきましては、写真等で確認しております。以後の管理につきましては、先ほど申し上げましたように、各自主防災会にお任せしていたというのが現状でございます。ただし、市の補助金で購入したものでございますので、管理規定とか管理台帳といったものの整備というのは、これは自主防災会のほうにお願いしなきゃいけない内容かと思っております。

また、必要に応じてでございますけれども、いわゆる監査的な形のもので、実際にそのものはどのように管理されているかといったことも必要に応じて行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） また申し上げますけど、11年たって、きょうこのことが始まるということなんですよね。ですから、私はやはり縦横と市のつながり方が、自助の精神をどうしていくかというのは、自主防災は自主防災の地域もありますけれども、目的が行政の中の組織として体をなしていくということになれば、当然画一的な指導・管理をされることを強く訴えまして、2点目の課題に入りたいと思います。

2点目にですが、いわゆる総合計画、基本計画の関係でございますが、この問題につきましては、過去、11年度に総合計画の基本についてはつくらなくてもいいですよという法律改正がありまして、これは自治法の2条の4項でなりました。

その状況の中で、弥富市は総合計画の基体、いわゆる後期の素案について今検討を行われています。市長は、総合計画は具体的な施策の目標で、成果指標を設定し定期的に数値を点検していくことによって事業効果の検証を実施し、市民にわかりやすく行政運営をとということで弥富市としては取り組まれているとは思っています。

これはやはり私ども議会も、私は特にこの総合計画があることによって、市民との責任説明、あわせて有効活用があるものだと思っております。それで今日、市長は昨日も、1月に議会にその素案について説明して4月以降実施をしていきたいと、こういう話です。

ですが、ここの問題として、議会も市もそうですが、やはり今後のあり方がどのような状況に考えておみえになるのか。いわゆる自治法2条4項が改正されて、基本的には議会との意見の承認案件でなくなったわけですよ。ですけれども、その重要な課題として、受けとめ方の中で市長はどう考えられるのか。ということは、特に、多分この問題が提起されたのは、国のほうはマニフェストによるところの、各首長のそれぞれマニフェストとの整合性など、議会との議論のあり方の中でこの2条4項が変化をしてきているんじゃないかと思うんです。

ですけれども、私どもは議論の過程の中で10年計画というのを、21年から弥富の新しい指針を議論した経過もあります。市長も在任中です。しかし、このことの中で今私どもが確認できる議会としては、30年までは市長の後期計画、中期財政計画等含みながら乗っていくと思うんですが、それは私は嫌ですとおっしゃるのか、今後の扱い方について、市長の考え方を問いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

第1次総合計画の後期計画がいよいよ来年度、平成26年から30年という形の5カ年計画でスタートするわけでございます。前期計画におきましては、各議員の皆様方の大変な御協力をいただいておりますことを、この場をかりまして感謝申し上げる次第でございます。

後期計画におきましても、昨日もお話をさせていただいているように、12月16日に最終的な審議会を開催して、1月に議会の皆様方のほうへ御提案申し上げていきたい。そして3月を目途といたしまして、全ての世帯に対して全戸配付をしていこうというふうに思っているところでございます。

そうした形の中で、地方自治法の改正という状況の中で、総合計画は策定しなくてもいいよというようなことがあるわけでございますが、これは先ほど伊藤議員もおっしゃったように、私どもとしては、この総合計画というのは市民と行政が一体となって進めていくまちづくりの大きな指針であろうというふうに思っております。総合計画なくして市の発展はないというぐらいなことを思っていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

そうした形の中で、私としては本年の最終的な後期計画においても、この素案の中にもお示しをさせていただいておりますけれども、市としては総合計画をしっかりと立案していくと、政策として立てていくということを申し上げているところでございます。

廃止後の市町村の選択でございますが、3つほどあるかなあというふうに思っております。総合計画は策定せずに個別計画でいったらどうだというようなことも考えられます。もう1つは、行政の任意計画としていくという形の中での計画もあり得るかなあというふうに思っております。そしてもう1つは、条例で議会の議決事項に定めていくということが選択肢としてあるかなあというふうに思っております。

平成31年から第2次の総合計画が基本的にはスタートするわけでございますので、私は3番目のいわゆる条例で議会の議決事項に定めていくということが一番賢明ではないかなあというふうに思っております。そうした形の中で、これからの後期計画の中で第2次の総合計画、平成31年からスタートする計画につきましては、しっかりと条例の中で定めていくことが望ましいというふうに思っておりますので、またそのときには皆様方としっかりと審議していきたいということを申し上げておきます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） ただいま市長から御答弁をいただきました。

私も今後のあり方として、住民基本条例か市条例の中で、また議会基本条例かというふうに思っております。市長、何分にも今後そのように次の段階に向けて、条例の制定に向けて御努力を願うことをお願いしまして、3点目の課題に入らせていただきます。

3点目は、またこれ都市計画になるわけですがけれども、私どもから見ますと、名古屋都市計画という条例、いわゆる告示の問題ですが、特にこの告示事項の中で非常に複雑というか、住民の生活圏もそれぞれいろんな形で変わってくる課題もあります。

特に道路問題、道路は一旦計画が設定をされますと、その沿線の状況の開発行為が制限がされる。そうしますと、この計画が弥富市の場合は46年かな、一旦出された中身があるわけですがけれども、それ以降、変更がなければそのままずっと行って、いわゆる開発行為などに制限を受けちゃうんですね。

そうしますと、特に県道、国道、そうなんです、弥富駅前整備などもそれに付随する点が幾つかあるんですね。空き家があって、空き家がありながら空き家はなぶらない。そうすると、その地権者はそのときの家庭の状況といいますか、経済の状況といいますか、それぞれの条件の中に、なかなか幅もできない。しかし、その前に事業計画がきちっと定めて、例えばこの計画告示に入る。その中で、5年か6年の間で今後道路が来るんだなあ、こうせなきゃならんだなあと思っておるうちに、実行されないと昭和46年から今日まで何にもなぶれないよと。そうすると、空き家にして、もう逃げていかないかんわというよりも撤退せないかんわと、こういうことが今発生しているような気がしてなりません。特に空き家が出ていまして、通勤通学やら日ごろの流通といいますか状況の中にも危険が伴っている。だから住民の皆さんから、一体これどうなるんやと。

とりわけて見てみますと、県道津島木曾岬線なんか、関西線の踏切の近くだと思いますけれども、特に空き家があって、狭い。塀が壊れるか屋根が落ちるか、こんなこともあるわけですね。これはもうそこに住んだり、そこを利用している皆さんからすれば大きな心配事なんです。

私は、この告示をされた計画から今日まで幾つかのいわゆる区域の指定という農地の問題、市街化区域の問題、あろうかと思っています。ですから、まずはとりわけて道路の問題を考えてみますと、全国的に見ますと裁判事例が起きてくるような気がしてならんわけです。そのことについて市側は御存じですかね、そういう状況に放置された環境についての。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 伊藤議員の御質問に回答させていただきます。

裁判になったかということでございますが、そういった事例については掌握しております

のでよろしくお願いいいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 私は、裁判を好む者じゃないんです、本当に。ということは、そのくらい個々の個人の所有財産と行政側の今後の環境整備ということについて難しさがあるということを確認したわけです。ですけれども、このままその状況が放置をされていくこと自身に弥富市の活性化はないと思うんです。とりわけ商業地域などを含んで考えると。

そうしますと、やはりこれが県道であるのか国道であるかによって、その主体的な力量を発揮するのは県の予算、国の予算なんですよ。ここで幾ら、失礼だが市長が、おい、県早くやってくれと言っても、地権者が動かんがやと県が言うてくると、地元が動かなきゃいかん。そうすると、その地元が動くことによってどうなのかということも発生をしてくる。しかし、県会、国会議員の皆さん方が本当に私どもの弥富市を心配して予算要求をしたり整備をしていただく、その中によって地方自治とのつながりをきちっとしていただく。このことが求められる課題だと私は思っています。

いろんな形で、きょうも保安上の問題で、土木課長は県へ要請をしますという話です。本来、管理区域が弥富市にあったとしても、県が見に来て、県が県道ならば整備をするのは当たり前の話なんです。国は、国道ならば早く国道の整備をするのは当たり前の話なんです。それを担う地方自治の役割は大変だと思っています。

ですから、私はそういう意味合いからして、じゃあ管理区域からすれば弥富市として空き家の対策としてはどうあるのかということのを少し学ばなきゃならないなあと思いながら、過去にもこの弥富市の中でも空き家問題として議論がされました。私はたまたま貝塚市の条例を見させていただきました。ですから、弥富市としても、資料として添付させていただいたので、これらを参考にさせていただきながら、住民が今求められているのは空き家、通学の安全、いわゆる防災、減災に対する心構え、そのことを通して弥富市として一つはいかがでしょうかと思います。この問題の対応について考え方がございますかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 議員の御質問の趣旨と若干違っているかもわかりませんが、危険家屋対策といった立場からお答えさせていただきたいと思っております。

空き家対策につきましては、空き地も入ってございましたけれども、以前にも御紹介させていただきました長崎市等では土地・建物を市に寄贈していただくことによって解体費を市が負担するといったような制度をとっているところがございます。それから、東京都足立区のように解体に対する補助金を出すといったようなところもございます。

ただ、これにつきましては貝塚市の例とは若干違っておりますけれども、その前に条例につきましてはできる範囲が調査、指導、勧告、命令、公表、代執行、あとは一部で過料を科すといった形になっております。議員の言っていただきました貝塚市につきましては、この最後の過料まで入っているという形で、一番重い形の条例かと思っております。

対象の建物につきましては、倒壊のおそれがあること、自然現象により建築物が飛散すること、廃棄物の不法投棄場所になること、病虫害または悪臭の発生源になること、野犬等のすみかになること。また、火災予防上、これは防災上もございませけれども、危険な場所であることなど、厳しいそういった条件が入っておるところでございます。

現在、弥富市におきましては空き家に関して調査をしておりますけれども、本当に危ない建物については多くのものではないかなというふうにも思っております。

現段階においては、貝塚市のような過料や代執行を含む条例の制定というのはまだ慎重に考えておるところでございます。今後、必要性が高まれば条例の制定も考慮していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 危ないということを申し上げておる。課長、関西線の踏切を越えたところ、あれ危ないと思わないんですか、あんだ。思わないというのが私は不思議ではないな、あれは。ただ1カ所のものを言うわけじゃないですよ。

だから、そういうところに対する対応の仕方、現実に調査をされているなら、これは弥富市の中で幾つ、何件どんな状況かという、道路沿いがあるか、私どもの五之三も1カ所あるんだけど、居住者が名古屋に行っちゃって見えん。建物としても古い農業センターも五之三のこれも危ない、いつ崩れるかわからん。

これは私はきょうそのことを個々に申し上げるつもりはなかった。課長の答弁が少し私は険悪だなあと、要するに。住民もそういう話もあるし私どももあるので、そのことについて申し上げていきます、まず。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 空き家対策につきましては、道路に関連することなく、弥富市内大変たくさんの数が最近ふえてきているわけでございます。この問題につきましても、いつかの定例議会のほうでも御質問をいただいているところでございます。

個人財産という状況の中において、これをどう管理していくか、または処分していくかということについては大変難しい問題があることは議員御承知のとおりだと思っております。しかしながら、道路との兼ね合い、あるいは生活との兼ね合いという状況の中において、その危険家屋というのは大変厳しいものがある。また、さまざまな災害というようなところも前提として考えなきゃいかんということでございますので、これは今思いとして、私は議会

のほうと一緒に考えていただきたいという形の中で、例えば総務委員会の中で委員会をつくって、一度弥富市内における空き家対策という状況において、さまざまな災害等も予想される中、検討していく大きな課題であろうというふうに思っておりますので、一度私どもから、総務委員会になるのかと思っておりますけれども、そんなところで総合的に考えていくということをお示しさせていただきたいなあとというふうに思っております。

来期ぐらいからスタートできればというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） この空き家対策、まだ1週間ぐらいの間に国のほうも方針を立てたんですよね。指示を出しているんですよ。

だから、私が原稿を書いているというか、調べておるうちにそういう状況が生まれてきておる。だからこれは一地方の問題じゃない、本当に。国も乗り出しておるんですよ。だから私は、防犯課長、申しわけありませんけれども、今市長がお答えいただいたように、課長にどうこうというわけじゃないです。本当に真剣にお互いに考えていく、条例の議論をしていく、その形の中で住民の皆さんに御理解をいただくこの舞台をどうつくっていくかという、議会も行政も一緒になって御議論いただきたいなあとということで、空き家問題については申し上げました。

続きまして、その中でこの道路問題、はっきり、もう一度弥富市としてこの計画道路に対してどうあったかという、長い昭和から続いてきた議論はどうあるのかという、総合計画とあわせて見直すことを議論されたのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います、開発部長。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、事業計画道路の関係でございますが、これについて御回答させていただきます。

弥富市の都市計画道路につきましては、都市計画決定が昭和48年の1月19日に行われ、今日まで議員が言われますように40年が経過しております。都市計画道路につきましては、市民への説明はそれぞれ都市計画道路を決定する手続において、計画の素案を示す時点で住民説明会と計画の原案を示す時点で公聴会を開催し、市民に周知しているところでございます。また、事業を実施する場合におきましては、地元説明会あるいは地権者への説明会で事業の内容を説明し、関係者の御理解を得た後に事業を進める運びとなっております。

議員御指摘のように、全国的に都市計画道路の整備が都市計画決定してからまだ進まない状況の中で、愛知県では都市計画道路の見直し指針を平成17年の3月に策定しております。この指針におきまして、都市計画道路の見直しは都市計画マスタープラン、それから土地利

用計画の総見直し等にあわせて、おおむね10年ごとに行うことを基本としております。今年度より、県から都市計画道路に係る勉強会といたしまして市町村に呼びかけがございまして、本市においても担当職員が参加をさせていただいておるところでございます。

今後、このような機会を逃さず、都市計画道路の見直しの指針に基づき必要性を十分に検討し、検討の結果において見直しをする必要が十分に生ずる場合においては、市民の説明会を行いまして手続を進めることとなりますので御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 手続が行われて指定告示がされたのは私どもわかっているつもりです。

しかし、本当に地権者が、そこに住む沿線の皆さんからすると、もう40年も同じことをやられたんじゃないわいというような状況などがいっぱいあると思うんですよ。地域づくりもできないわけですよ。

ですから、やはり今開発部長が答弁されたように、市の中でどうしていくんだという議論をきちっとしていただきながら、地域とのコンセンサスを得ながら、そして関係する県、国、市としてのあり方を今後御努力いただくことをまずこの道路問題についてはお願いをしておきます。

続きまして、この告示の中で区域の問題ですが、これは農業問題と市街化区域の境界のかわるところです。

きのうも開発部長から5項目ほどの、農地転用などについてはクリアをしなければならん、マスタープランだとかいろんな関係の説明がありました。私どもはやっぱり先ほどの道路の問題と一緒に、今日、農業問題と市街化区域の境の皆さん、一体どんな状況にあるかということ、現況をきちんと認識していただくことが必要じゃないかなあと考えています。土地改良の北部などにおいては、もう50年、60年前にやられているんですが、今になって土地改良をやれないと思っています。

しかし、鍋田地区なり十四山地区での土地改良というのは、近代といいますか近年行われたところもあると思っています。しかし、境界区域において2畝、1畝という田んぼがあるんですよ。じゃあ1畝の田んぼに大型のコンバインが、20分で稲を刈っていく機械が入りますか、現実。入らないと思いますわ。そして道路は壊すわ、そして減反で放置はする。減反政策で減反するんですよ。そうすると、その農地から何が発生するかというと、周りの優良農地へカメムシが潜んでおって、夜中になってよこによこと出てきて周りの田んぼの稲を食うんだ。これ、本当のことなんです。

ですから、そういう農地のあり方、そして転用のあり方。転用でもそうですけれども、1

反歩あるとすると、農家が転用すると今40万ですか、お金を取られる。毎年同じようなことになっておる政策です。

ですけれども、それはそれとして、本当に境界地域におけるところの課題は大きな課題なんです。ですから市側としても、それぞれ転用に係る部分について、その区域外においての住宅環境整備というか市街化というか、転用後という課題のあり方については議論はされていると思いますけれども、やはり1畝、2畝というような農地で、境界で、水道も電気も来ていると、そういう状況ならば、何らかの英断、決断を弥富市として県へ例えば書類を上げるときにも、許可をする場合、農業委員会等も含みながら知恵を絞って、マスタープランだけじゃないと思うんですよ。今、格付だとか枠づけ、地方分権の中でできること、幾つかあるはずですよ。出した書類が、これではいけないと言うだけじゃなしに、どうしたらこの問題に対応できるかということをお議論願っているのかどうか。私は、二、三件お伺いしたところ、それはだめだと言われて、筋はだめ、マスタープランに載ってないからと言われてればそれ。

だから、例えば転用についても、端的に言いますと、団地の中に今いわゆる高齢者になって空き家が多く、弥富はふえているんですよ。そうすると市街化区域の中に、マスタープランの状況の中にそういう空き地がある場合は市街化ができないとするなら、繰り返し人口の増加がない今日の日本の経済、状況の中からすると、構想は持っていますが転用はできませんというのが今でしょう。今やらないかんといいて、ことしの流行語がある、今ですよ。本当にこの問題はそこに持っている所有者、そこに住んでいる人たちというのは、経済的にもそしてそれぞれ行政に期待する大きな課題を持っている。いつになったら転用する許可がおりるんだと。だからこれは単純に見れば、まず永久にできない。議長も農業委員長をやっておるからわかるけれども、いや本当にわかると思うんや。

ですから、これは農業委員会等でも、例えば弥富市の中の市の行政の農業指導、環境整備としても十分な議論をしていただきたい、このことを私は思いますが、いかがですか。

議長（佐藤高次君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 今の御質問でございますが、1畝当たりのところについての道路に生じるとか、そういったことの質問もございましたが、こういったところにつきましては土木のほうで、狭隘道路なり、用地買収という形で地元にお協力いただくようにはお話をさせていただいておるところでございます。

それから市街化区域内の開発につきましては、開発基準に基づいて手続をとっていただくような御指導をさせていただいております。

それから、市街化調整区域でございますものづくり地域でございますが、これにつきましてもきのうも答弁させていただいておりますが、県それから企業庁のほうにお話をさせてい

ただきまして、一刻も早く市街化編入をしていただくようお願いさせていただいておる段階で、企業庁のほうといたしましては6点ほどの要件というか、開発するに当たっての条件をいただいております。

1つ目といたしましては、地区計画が定められていること、また定められる見込みがあることということでございます。2つ目といたしまして、用地の取得見込みがあること。3つ目、これが一番重要だということで企業庁のほうからお聞きしておりますが、現在の、鍋田地区で申しますと廃棄物の埋設及び土壌汚染がないことの確認を市のほうでしていただきたいということでございます。それから4点目といたしましては、資金計画上支障がなく、かつ採算が確保されること。5つ目といたしまして、企業立地の確実な見通しがあること。6点目といたしまして、市町村の積極的な協力が得られることということが開発の要件ということでお聞きしておりますので、当面は全部で6項目クリアされるのが一番必要かと思いますが、当面は廃棄物で埋められております土壌汚染についての検査が必要であるというふうに認識しておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 狭い道路は地権者に協力をしていただいと言われてますが、協力は協力ですけれども、狭い農地をどうにもならないでしょうと機械をみんな売っちゃったんだよ。いわゆる小作というよりも、地主の小さい田んぼの人でも、所有者はトラクターもコンバインも売っちゃったんですよ、正直な話が。そうして小さいところに休耕田をしてきた。そうすると、休耕田は半分のお金こさくれんと言うんでしょう。まあ例えばの話ですよ。

そういうところに対する考え方を、前向きに検討をしていただきたいと。ちょっと開発部長、あなたの発言を無視するわけじゃないけど、できないというんじゃないしに検討をしていただきたい。

それからもう1つ、私が次に申し上げたいこと、時間も来ますのであれですが、特に弥富市として南部開発行為、「モノづくり愛知」、弥富が指定を受けています。その指定区域は楠とか何とかいろいろ指定がございます。しかし、弥富市の中に開発行為として、例えば環境の横の土地などは、環境ができるときに既に弥富市はこういう形ならば県へ申請をし、開発行為の許可を得られるということで、あそこは水道も電気も引いたんじゃないですか。例えばの話やよ。私は見に行っていますが、そういう状況にもう何年か放置されておる。

それと同時に、今弥富市は教育問題、そして人口増加などを含みながら考えなきゃならない課題が幾つかあるんです、学校の統廃合など。そうしますと、鍋田地域の商業地域の基盤を整備しながら、ものづくりの弥富市として、南地区全体を農業の推進地域は地域、そして開発行為をして住宅だとか人口をふやして、教育環境、保育環境の維持、こういうものを、こういうものといって人ですから失礼な言い方やな。いわゆる総合的に判断をしながら、弥

富市の開発行為を県のほうへ申請していく。そのためには住民説明もきちっとして、私ども議会もその役割を担わないかんわけですけれども、当然そういう形の南部地域における開発行為、今弥富は愛知県の中でも航空産業など、ものづくりなどを含みながら県は指定行為をしようとしているわけですから、広範な文化・教育、それぞれの含んだものを南部地域としてどうあるべきかというプロセスを検討されながらしていただくことについて、私は提案をしたいと思いますが、いかがですか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 御答弁させていただきます。

最初に、先ほどの農機具等を手放されて入れないということですが、確かに大型機械が導入されたことによって入れないところもございます。これにつきましては、今私どもの方からJAにお話をさせていただいて、小さい圃場でも対応できるような措置をとっていただくよう、検討していただくように依頼をしておるところでございます。

それから、弥富市の都市計画マスタープランの土地利用のものづくり産業地として位置づけられております鍋田地区、それから末広地区でございますが、先ほども答弁をさせていただきましたが、名古屋港の背後地として特性を生かすために、こういったものづくりの産業を集約することで特性を生かしたものづくりを進めていきたいというふうに思っておりますが、先ほど議員が言われましたように、八穂のクリーンセンターの横に電気、水道等という御質問がございましたが、ここについては造成は確かにされておりますが、許可も何もなくて、先ほど答弁させていただいたように、埋蔵物、今の土壌検査等を行うということで地元の方にもお話をさせていただき、今後こういった企業誘致に関して企業庁のほうに強く要望をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 最後ですけど、やはり今弥富市が抱えていく、市長は都市計画税、目的というようなお話をいろんな形で御説明があるわけですけれども、まず何をどうしたい、弥富市全体の財政計画を立てていくか。やっぱり国、県などを含みながら、その施策に乗りながら弥富市としてどうあるのか、そしてまた目的をどうしていくかということについての財政確立、そして弥富市の基盤づくり、環境整備、このことを強く求めまして私の質問は終わります。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は1時55分とします。

~~~~~  
午後1時43分 休憩

午後1時55分 再開

~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、この後質問予定のあります小坂井実議員のほうから、参考資料の配付依頼があり、これを認め各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

次に川瀬知之議員、お願いします。

2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之、通告に従って質問します。

前半は、市民の意見を聞き、市民の満足度を考えた弥富市総合計画を策定することは大変素晴らしいことだと思いますが、少し進め方に問題があるのではないかと思いましたが、この行政改革大綱と総合関係についての質問をしていきます。

後半では、未使用公有財産を利用する事業を進めるには、素早い判断をし実行しないと採算がとれる時期を逸してしまうことや、またそれが将来どのように発展し展開するのも考えるべきと思質問をいたします。

では、弥富市行政改革大綱と弥富市総合計画後期基本計画についてお話しします。

今、盛んに自治体でも財政健全化を目的とした行政改革を進めていますが、この改革をNPM改革ともいいます。このNPM改革とは、1980年代に英国のサッチャー首相が、福祉国家から決別して大胆な行政義務の縮減を図り、市場経済的手法を公共経営へ導入することによって組織の構造改革を推進し、英国病と言われ続けた肥大化した政府による財政危機や非効率性を克服していったことに由来いたします。

NPM改革の本質的意味は、経営体としての行政の品質管理、効率化、透明性の確保などを実現するとともに、公共サービスの受け手である住民満足度の高い行政を実現することにあります。英国のサッチャー政権に始まるNPM型の行政改革手法は、2001年、小泉政権の成立以降、全面的に日本の構造改革の手法として導入され、地方自治体を巻き込んで本格的に制度化されました。

NPMのコアとなる概念は、肥大化した福祉国家型の財政が破綻したことを受けて、公共サービスの民間への移転と公共サービスの非効率性を排除するよう、市場経済で洗練された民間経営手法を行政マネジメントに導入することにあります。

その手法としてのNPM型地域マネジメント改革の基本は、公共サービスの民間への移管、企業マネジメントにおける投資効率重視型の財政組織原理の導入、経営情報の公開と透明性の確保、住民満足度を指標とする公共サービスの評価と選択などがあります。この改革によって公営企業を含む多くの行政サービスが民营化され、また行政評価やパブリックコメントなどの制度整備が進み、行政の透明度が高まるなどの制度改革が進展しました。

20世紀末に日本において本格化したNPM改革は、2000年の地方分権改革実現の基盤であり、それに引き続き、この10年間は平成の大合併の推進、三位一体の改革による地方財政の

窮乏化、地方独立行政法人の制度化や指定管理者制度の創設などの行政事務の市場化、行財政改革アクションプランや財政健全化法による公共サービスの切り捨てへの圧力、さらにはパブリックコメント制度や行政評価制度などの行政の即応性や透明性の確保などのほとんど間断ない政府による地方自治体への改革圧力が今でもかけ続けられています。

弥富市でも、このNPM改革を推進すべくコンサルタント料を支払い、株式会社ぎょうせい総合研究所の指導のもと、弥富市行政改革大綱と弥富市総合計画が作成されています。しかしながら、弥富市がこのことを十分理解して行政運営に反映させているのか、また事業計画であるはずの弥富市総合計画は、弥富市行政改革大綱に従って実現可能にするよう考えられているのか、いささか疑問に思い、以下に弥富市行政改革大綱と弥富市総合計画について、近隣の市町村と比較を交えながら質問させていただきます。

1番、自治体間競争が激化する中、都市施設の整備計画を計画的に進めることによって人々が集い活力あふれる市街地の形成が進むとしているが、ほかの市町村と比較して長所と短所を説明ください。

また、行政改革大綱と総合計画の関係を説明ください。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 川瀬議員に御答弁申し上げます。

川瀬議員も、私も第1次総合計画の後期計画におきましては、建設経済委員長という形の中でこのメンバーに加わっていただいております。この場所をかりまして、審議会という形の中で大変貴重な御意見をいただいておりますことに感謝するところでございます。

いよいよ総合計画の後期計画という状況のことにつきましては、今定例議会におきまして何度もお話をさせていただいております。そうしたことにおいて、私たちがしっかりと議会の皆様とともにつくり上げたものを、市民の皆様のほうへ御提示していかないといかんという大きな責任を感じているところでございます。

今弥富市という形の中で、私もこの総合計画の中で、やはり魅力あるまちづくりというのはまさに自治体間競争であるということを思っております。現在住んでいただいている、定住をしていただいている住民の皆さん、そして新たに弥富市に加わっていただく移住者の皆さんに対して、我々の政策がどのようにマッチングしていくか、あるいはそういう方たちのニーズをどのように捉えて総合計画の中に構築していくかということが大変重要な問題だろうというふうにも思っているところでございます。

そういった形の中でも、総合計画の中にも記させていただいておりますが、市のすぐれているという形の中で、少し口幅ったいところがあるかもしれませんが、私も弥富市といたしましては、まず道路網ということを上げていきたいというふうに思っ

ております。非常に高規格道路である東名阪自動車道、あるいは伊勢湾岸道路という高速道路を所有しております。また、基幹道路であります国道1号線、あるいは国道23号線という基幹道路を有しております。また、都市計画道路という形の中では名古屋第3環状線、また鍋田ふ頭の進入路線といったようなところがございます。また、中央幹線道路等においても都市計画道路というような状況であるわけでございます。

こうした形の中で、西部臨海工業地帯を中心とした産業の物量産業を支えているというようなところは、他市と比較していただいてもすぐれている点ではないかなあというふうに思っております。

2つ目は、南部の工業地帯、西部臨海工業地帯を中心とするさまざまな港湾機能であるとか交通ネットワークでございます。

今私どもは、平成23年のときに愛知県のほうから航空宇宙産業のクラスター形成特区という形の中で指定をいただきました。これは多くの自治体もあるわけでございますけれども、私たちとしては最初に認められた地域であるということに対しても自負を持っておるところでございます。

きのうの質問にもございましたように、現在、私どもの弥富市には航空機産業が3社ございます。川崎重工であるとか、あるいは東明工業であるとか、あるいはエアロさんであるとかという形であるわけでございますが、多くの企業で増築工事をしていただくというようなことも今舞台に乗っているわけでございます。そうした形において、次世代の新しい産業という形の中で、国も、そして県も力を入れていただいているところが私ども弥富市にあるということについては、大変大きなメリットではないかなあというふうに思っております。そうした形の中で、さまざまな形においてこれから弥富市の夢を乗せていただけるというふうに思っているところでございます。こんなようなところが利点だなあというふうに思っております。

あえてマイナスというような状況においては、まだまだ都市の整備事業という形の中では、公共下水道事業が普及されていないという状況でございます。面展開を伸ばしていくわけでございますけれども、まだまだ面展開ができてないということに対して、次の時代の環境に対しては少しおくれているというふうにも思っております。

また、駅前の整備であるとか、そういったようなことにおいては、まだまだ整備をしていかなきゃならないというところについては、大変おくれをとっているということに対しては我々としても反省をしているというところがございます。

それと子育て支援という状況においては、私ども弥富市のキャッチフレーズという形の中で、子育てをしていただくなら弥富市へという形でしているわけでございます。さまざまな施策の中で、これも誇れる点ではないかなあというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、伸ばしていきたいところはさらに伸ばしていく。そしてやっていかなきゃならない事業については、また財源の確保をしながら努力していくということが大事だろうというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 行政改革大綱と総合計画の関係について、私のほうからお答えをさせていただきます。

この両者の関係でございますが、総合計画につきましては、本市の将来像とそれを実現するための具体的な施策、事業の計画であります。また、行政改革大綱は総合計画で示す施策、事業を効率的かつ効果的に実現するための考え方、あり方でございます。ともに本市の将来像実現のために定めたものがございます。

また、総合計画において第6章「共につくる自立したやとみ」の施策項目、「自立した自治体経営の推進」の中で、主要施策として行財政改革の推進を掲げております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 言葉だけでは幾らでもできるんですけどね。人とか金とか、物とか、全て計算をしてやらないと、事業計画というのは企業で言えば確実に全部こなすように考えているんですけど、後で質問します。

蟹江町は大きな強みである鉄道、道路などの交通の利便性を十分に生かした都市施設の整備を計画的に進めており、実際に蟹江JR駅北でショッピングセンターを含んだ土地区画整理事業が行われ、新たな宅地供給で人口の増加、定住が進んでおります。さらに、豊富な湧き出し量とすぐれた効能を有する尾張温泉を活用した市民の健康づくりと観光振興、伊勢湾臨海部工場地帯の物流機能の場として、蟹江ならではの広域的な地域の中の役割と特徴を考えたまちづくりを計画しています。

蟹江町も地域組織やボランティア、NPOがより一層活躍できる地域社会を構築し、蟹江町民、事業者と行政が協働で地域経営を進めること、少子・高齢社会への対応や人口減少を展望したまちづくり、社会資本の整備や公共施設の適正維持管理、蟹江町内での雇用の場や産業活動の活力の創出、蟹江町への定住や観光交流の促進、自主的な活動で協働のまちづくりに取り組む人づくりなどを進め、蟹江町民、事業者と行政が一体となった協働によるまちづくりを実現するための第4次蟹江町総合計画をさらに策定し直しています。同じような動きでやっていると思うんですが、このように弥富市も蟹江町も同じ問題や課題を抱え、それを克服していくための総合計画を同じ方法で策定し、その施策を実行すべく行政運営をしようとしております。

そこで、蟹江町も同じなんですが、どうしてこのように第1次弥富市総合計画の実施計画

が計画期間を3年間とし、ローリング方式による実施計画を毎年度見直す必要があるのか、説明ください。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 総合計画の実施計画につきましては、基本計画、これは前期・後期5年間の計画期間としておりますが、その基本計画に基づきまして具体的に実施する事業内容や事業費等を示すものでございます。

多くの事業につきましては、事業を施行する前々年度で構想計画、前年度で実施計画、準備を行い、当該年度に本実施、着工していく工程が多く、このようなことから計画期間を3年としております。また、急速に変化する社会、経済情勢の変化等を踏まえまして、より効果の高い実施方法や新しい事業を常に検討する必要があることから、毎年度見直しを行うものとしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 物事って言葉では解決できませんけどね、格好いいことを言っているんだけど。

予算、市民の意見により優先順位を考え計画を見直すということは、この計画の中の全てを初めから施行するつもりがないことであり、すなわちこの計画に責任を持つ必要がないということでもあります。

どうして実行不可能な希望的なこの計画を、相当の経費をかけてまで市民へ告知、知らしめるのか。さらに、どうして市民に対してこの計画の意見、パブリックコメントを求める必要があるのか、説明ください。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 総合計画、これは基本構想、基本計画でございますが、基本構想につきましては向こう10年間の計画期間、基本計画についてはそれぞれ5年間の計画期間として計画を定めるものでございますが、この計画期間におきましてこういった事業を推進していくんだという目標、理念を定めるものでございまして、その中で財源等の問題がございますので、優先順位を決めまして、少しでも実現しようという形に向かっているという中で、そのためには財源問題がどうしても出てきます。

そういった中で、少しでも財源を生み出す。そのために行政改革大綱を策定しまして、それに基づきまして財源を生み出して、少しでも総合計画を達成できるように努力するという形でやっておるところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 後で追及して、私の考えは後で言いますので。

新庁舎改築の計画では、既に予算を計上した調査結果があるにもかかわらず、私の以前の

一般質問上でも、パブリックコメント上で市民が弥富駅の周辺の具体的予想図を示すよう促されても公表しないのはどうしてか、説明ください。

また、御理解のほどよろしく申し上げますとはどういうことか、説明ください。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは最初に、弥富駅周辺の具体的予想図を公表しないのはどうしてかという御質問にお答えさせていただきます。

弥富駅周辺の計画につきましては、弥富市総合計画の前期計画に駅周辺の活性化に向け周辺を含めた一体的なバリアフリー化を進めるとともに、ＪＲ、名鉄弥富駅の橋上駅舎化を促進すると位置づけております。

これらのことを実現に向けて、鉄道事業者でありますＪＲ東海、名鉄と継続的に協議を進めてまいりました。この協議において、当初に鉄道事業者からは、協議が進み基本的な合意に至るまでには数年かかるとのことでした。基本合意に至っていないことから、途中経過の段階での計画案等の公表につきましては差し控えていただきたいと強い要請がございました。市といたしましても……。

２番（川瀬知之君） それは、誰がですか。

開発部長（石川敏彦君） 鉄道事業者からです。控えていただきたいという強い要請がございました。

市といたしましても、今後において協議を進めることに支障があることや、協議を進める過程において変更が生ずる可能性があることなどから公表しないものとしたものでございます。

続きまして、理解のほどよろしく申し上げますとはどういうことかの御質問でございますが、先ほど答弁させていただきましたが、駅周辺整備につきましては大変大きな課題であることから、地権者の同意、協力を初め多大な費用や長い年月がかかるものでございます。簡単に事業実施ができるものとは考えておりません。

昨年において、橋上駅舎化、自由通路事業につきましては事業を凍結するとしたところでございます。また、鉄道事業者との基本合意に至っていない段階であることから、総合計画の後期計画で当面の整備内容につきまして見直しを検討することとしております。具体的な予想図につきましては、お示しができないことによるものでございます。御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

２番（川瀬知之君） 私は２年前に、もう２年になるんですけど、新人として議員になったんですが、その前からの話だとは思んですけど、市民にＪＲの駅と近鉄の駅の違いの使い方とかって聞いてはいないでしょうかね、どういう使い勝手をされているのか。そういうこ

とを考えてそういう駅の利用度を考えているのか、そういう調査はしましたでしょうか。市民がＪＲ駅と近鉄駅の使い勝手を考えておられると思うんですね。そういうことは考えておられるでしょうか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

市民の方から、そういった利用勝手についての意見とか、そういったことも含めた回答と  
いうか、お示しをしたことはございませんので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 市民と協働でのまちづくりとはそういうことですので、これからはそういうふうに使勝手とか利用度とか、要はＪＲより北の方がどういうふうを考えているのか、南の方がどう考えておるか。恐らくちょっと考えは違うだろうし、弥富市は分断していますので、やっぱりＪＲの利用度を考えていければわざわざ南のほうに行かなくても済む場合もあるもんですから、そういうことも考えてＪＲ駅というのを再検討されるとか、たしか東京だったかな。わざと駅をずらして、ＪＲと私鉄と分けて駅前を２つつくってするとか、そういうことを考えればまちづくりが２つできて、要は土地の評価価値が上がるようなことを考えていることもありますので、そういうことも調査して、市民と協働の駅をつくるのであればそういうことを聞いて、もう一度さっき言われた調査したのを再検討していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、この計画期間に定員管理の見直しや時間外勤務手当の削減はどのように進みましたか、具体的に説明ください。

この計画期間の間に行政マネジメントシステム、すなわち経営資源、人、物、金、情報、時間など、最も効率的かつ効果的に活用し組織を維持発展させる仕組みを確立したと思います。この構築された行政システムの内容と、今後そのシステムの運用により将来どのような効果が見込めるのか、具体的に説明ください。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） まず定員管理のほうの質問でございますが、これにつきましては国の指針に基づきまして本市も定員管理の適正が求められ、平成22年4月1日における事務職を初めとする市の総職員の合計数を358人とする定員適正化計画を定めております。今後とも、この定員枠を維持していく方針でございます。

弥富市における総職員数の推移につきましては、平成18年度の368名から平成25年度の346名でありますので、7年間で22名の削減となっております。職員の給与総額、これは給料と各種手当の総合計でございますが、これを比較しますと平成18年度18億円から平成24年度16億1,800万円でありますので、約1億8,200万円の削減となっております。

次に、時間外勤務手当の縮減につきましては、平成20年4月に全庁一斉定時退庁日を設定しまして、職場の環境づくりや職員の健康や福祉の増進及び職務能率の向上に努めております。時間外勤務手当の総額につきましては、全庁一斉定時退庁日を導入した平成20年度と平成24年度を比較しますと、約90万円の削減となっております。

続きまして、この計画期間中の行政マネジメントシステムの構築による将来どのような効果が見込めるかという質問でございますが、地方分権の進展に伴いまして、地方公共団体はまさに自己決定、自己責任の原則のもとに行政運営を行っていくことが求められております。職員が自治の担い手としての意識をしっかりと持ち、市政が市民の負担によって運営されるものである以上、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めることは行政運営の基本でございます。

増大する事務量に限られた財源で対応していくためには、これまで以上にその基本に立ち入ることが重要であります。職員の一人一人が費用対効果を常に念頭に置いて事業を推進し、効率的な行政運営を行い、第1次弥富市総合計画の基本構想に掲げた将来像等、逼迫する財政状況など市を取り巻く厳しい現実との差を埋め合わせて、課題の解決に向けて知恵を出し、改革に取り組むことによって未来を開き、市政を明るい展望のあるものへと展開することを目的としており、それを着実に進めることが将来の効果と言えると考えております。

また、経費節減等の財政効果の観点からいえば、行政改革の取り組みによる効果の中には、例えば事業の廃止によって次年度以降の支出がなくなった額、こういったものを効果の継続と捉えておりますので、これらのものは将来への効果と言えると考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 言葉では仕事はできませんので、お願いします。

弥富市のような地方公共団体が担う主な実務としては、生活保護、特別養護老人ホームの設置運営、介護保険事業、国民健康保険事業、都市計画決定、市町村道・橋梁の建設管理、上下水道の整備、管理運営、小・中学校の設置管理、一般廃棄物の収集や処理、消防・救急活動、住民票や戸籍の事務などがあります。行政改革大綱は、このような実務を効率よく進めるための行政マネジメントシステムを構築し、さまざまな行政施設をP D C Aマネジメントサイクルを使って実施していくのだと思われま。

P D C Aサイクルとは、サイクルを構成する次の4段階の頭文字をつなげたものです。プラン（計画）、従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。ドゥー（実施・実行）、計画に沿って業務を行う。チェック（点検・評価）、業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。アクト（実務）が計画に沿っていない部分を調べて措置をする。このような4段階を順次行って、1周したら最後のアクトを次のP D C Aサイクルにつなげ、

らせんを描くようにサイクルを向上させて継続的に業務改善することにあります。

しかし、私の今回の質問の回答からでは、今の現状の組織を将来どのように変え、さらにどのような行政マネジメントシステムを構築して行政改善へ具体的に導いていかれるのか、明確なビジョン、さらに根拠もないのに、P D C A マネジメントサイクルを使って直面する財源不足をどうやって解消するのか理解できません。

大概の多くの日本の企業は、現在グローバル化競争に苦戦し追い詰められています。そのため、これらの企業は置かれた現状の課題や問題、危機をまず把握し、21世紀に合った新たな企業理念を考え、事業再生と存続を目的に新たな成長戦略を模索して考え出し、そしてそれに従った事業計画を策定し、それと同時にそれを実行するリーダーなどの人材の育成に重点を置きながら、全ての事業を計画どおり進めるよう尽力しております。

さらにこれらの企業は、これが重要なんですけど、顧客の声をうのみにして顧客の声に一喜一憂し右往左往した経験から、現在の顧客意見に気を配りながら、未来の顧客に目を向け顧客満足度を高めながら、ここんですけど、効率や生産性を過度に自制しない企業戦略を考え、既に事業を進めています。

したがって、民間経営手法を取り入れるならば、広報活動、業務の透明性、工事中心の希望的な総合計画を策定するのではなく、具体的なICT化、省力化、組織再編成、もう1つこれんですけど、近隣、さっきも言ったんですけど、みんな総合計画は同じようなことをやっているもんですから、近隣市町村との事業の共通化と共同など、根拠のある方法を考え、時代とともに展開可能な広域的な地域の中での役割、特徴のある軸のぶれないまちづくりを考えた総合計画を策定していただきたいと思います。

次に移ります。公有財産の有効活用について。

私は、特に東日本大震災から復旧・復興によるまちづくりと経済について調査する目的で、平成25年10月7日から8日に宮城県へ視察してまいりました。そこでも災害に強いまちづくりの実現へ向けて、スマートコミュニティ実証プロジェクトが進んでおりましたので御紹介します。

石巻スマートコミュニティは、石巻市内の4つの地区を対象に、中心部の市街地と周辺の住宅地域をエネルギー管理システムで連携させる壮大なプロジェクトであります。経済産業省の補助金を活用して、東芝がエネルギーの需要側、東北電力が供給側のシステムを構築、運用する計画です。

このスマートコミュニティでは、太陽光発電による再生可能エネルギーの拡大を図ると同時に、災害時にも自立したエネルギー供給を可能にする新しい都市の形を目指し、キャッチフレーズを「灯りと情報が途切れない安全・安心なまちづくり」としています。

対象の4地区にある公共施設や商業施設にビル向けエネルギー管理システムを導入するほ

か、災害公営住宅にマンション向けエネルギー管理システム、復興住宅には家庭向けエネルギー管理システムを導入して、地域全体のエネルギー管理システムとの間で電力の需給バランスを調整できるようにする計画であります。さらに、災害時には、地区ごとに設置した太陽光発電や蓄電池の電力を生かして、照明など必要の高い機器に優先的に供給する仕組みです。電力の供給源として、電気自動車も活用する方針で、電力が余っている地区から足りない地区へ電気自動車を移動させて配電することも想定しているそうです。

それでは質問します。

前回の質問で示された、太陽光ソーラー発電に適した未使用公有財産での太陽光発電事業主の選定は進んでいますか。進捗状況を説明ください。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 過日、市の普通財産を太陽光発電事業に貸与してほしいという事業者がございましたので、先日、全員協議会のほうでもお話しいたしましたように、境、海屋の土地について、太陽光発電事業の参加事業者を募集するための準備を進めております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） 私は、市内の未使用公有財産を利用し再生エネルギー推進、災害時の電源確保、未使用利用地維持管理費削減、借地料収入、固定資産税増収、次に後で説明するんですが、分散型発電電力会社の企業誘致をもくろみ、さらに市民所有の土地の有効利用の道筋になるとして今質問をしております。

太陽光発電事業なんですが、今後対応がくれればおくれるほど太陽光発電売電価格が年々下がり、太陽光発電事業が難しくなる中、上記の未使用公有財産の利用は今後どのように活用するのか、説明ください。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 今説明しました境、海屋の土地につきましては、参加事業者の募集という形で準備を進めておりますが、そのほかの未使用公有財産につきましては、いろんな絡みもございますので、現在は太陽光発電事業者の募集というふうには考えておりませんので、他の有効な活用方法を、それぞれ土地にいろんな事情がございますので、そういったことも踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） ちょっとてれこになって申しわけないですけど、この未使用公有財産の維持費に今幾らかかっていますか。また、いつごろから未使用になり、今までどれだけの維持費がかかったのか、各未使用公有地ごとに説明ください。この前、太陽光発電を検討されたところだけでいいですよ。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） せんだて、太陽光発電の形で考えられるところということでお答えさせていただいておった4カ所につきましては、稲元というところと境の2筆、鍋田、海屋、これの土地についてお答えいたします。なお、年によって変動がございますので、過去5年間の収入、支出を平均した年額でお答えいたします。

まず稲元、こちらの3,000平米の土地につきましては、5年平均の収入、年間土地の賃貸料でございますが12万6,000円、また5年間……。

2番（川瀬知之君） 維持費ですよ。

総務部長（佐藤勝義君） これは土木業者がその土地を一時的に貸してくれというときに賃貸料が入ってきますので、ですから過去5年間で入ってきたやつを5で割った数字というふうに捉えていただきたいと思います。稲元の3,000平米につきましてはその収入が5年間平均で年間12万6,000円、支出、これは年間の維持管理費、主に草刈りでございますが4万7,000円、したがって、差引額として年7万9,000円の収入超過となっております。

次に、境の2筆の合計、これは5,376平米。5年間平均の収入、年間土地の賃貸料でございますが11万3,000円、支出、5年平均の年間維持管理費でございますが12万9,000円、したがって年1万6,000円の支出超過という形になっております。

続きまして、鍋田の5,233平米。これにつきましては5年平均の収入、年間土地賃貸料でございますが2万9,000円、支出、これ5年平均の年間維持管理費9万1,000円、したがって差引額、年6万2,000円の支出超過。

海屋2,258平米、この土地につきましては賃貸の実績がございませんので収入はゼロ、支出は年間維持管理費が18万7,000円、5年平均でございます。ですから年18万7,000円の支出超過ということで、4カ所の土地の維持管理費について、収入支出を差し引きしますと全体で年間約18万6,000円の支出超過という形になっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

2番（川瀬知之君） できるだけ未使用の土地を利用して、収入をふやすように考えていただきたいと思います。

市民との協働のまちづくりを提言されているようですが、弥富市の新たな産業の育成や既存の事業転換の支援も視野に入れ、次のことを御紹介いたします。御参考にしてください。

今、水素エネルギー社会構築の必要性が叫ばれております。低炭素社会に向けて省CO<sub>2</sub>を図りつつ、安定的なエネルギーの供給を確保するためには、再生可能エネルギーを有効活用していくことが重要です。しかしながら、再生可能エネルギーは低密度であり、季節、時間による変動が大きいので、そのままでは非常に使いにくいエネルギーです。再生可能エネルギーを有効活用するためには、2次エネルギーとして将来的に水素を活用することが重要

な課題となります。

水素エネルギー社会の構築に向けた天然ガスの役割及び課題。水素は利用段階ではCO<sub>2</sub>を排出しないクリーンなエネルギーであります。理想的な水素エネルギー社会の姿としては、再生可能な自然エネルギーによる電力等を大量に用いて水素を製造することが考えられますが、経済性や供給安定性等の面で課題が多いです。これらの課題を勘案した場合、当面は天然ガス等を改質して水素を製造することが現実的であります。

なお、天然ガス改質による水素製造プロセスで排出されるCO<sub>2</sub>については、分離・回収システムを構築し、将来的に回収されたCO<sub>2</sub>の輸送システムとともにCO<sub>2</sub>の回収、直流システムなどへとつなげることが実現されれば大幅に削減でき、低炭素社会実現に寄与することが可能となります。

水素を製造するに当たっては、1カ所で大規模に天然ガスを改質して水素を製造するほうが、複数の場所で小規模に製造する場合に比べて、規模の利益の観点から設備投資にかかるコスト面で有利な面もあります。また、CO<sub>2</sub>の回収が容易になるため、CO<sub>2</sub>の回収貯留システムを実施する場合にメリットがあります。まさに、この事柄は弥富市臨海工業地への企業誘致に相当役立つことだと思います。

そして、前回の一般質問で、服部市長も、弥富市と川崎重工とは今後ともよい関係を築き上げていかれると聞いておりますので、川崎重工の水素エネルギー社会構築の取り組みについて御紹介します。

川崎重工は、豪州で産出する低品位石炭（褐炭）から液化水素をつくり、タンカーで日本へ運ぶプロジェクトを進めています。

豪州には膨大な量の褐炭が存在します。しかし、水分の含有量が多く、掘り出して積み上げておくと自然発火してしまうため、輸出するには向きません。豪州にはラトロフバレーという褐炭の産地があります。褐炭の産地としては世界最大規模で、ここに眠る石炭のエネルギー量は日本の1次エネルギーの40年分に相当するという膨大さであります。現在は、採掘地に隣接する石炭火力発電所で燃料として使っています。発火を防ぐために、採掘してから18時間以内にコンベアーで発電所へ運び込んで燃やしています。

この褐炭を発電に使うと、水分を多く含んだ石炭を燃やすために、発電効率がすこぶる悪くなるのが問題です。ラトロフバレーの場合、約28%にとどまり、日本の石炭火力発電所の平均が40%を超えていることを勘案すれば、その低さがわかると思います。

豪州は1人当たりのCO<sub>2</sub>排出量が世界最大の国です。豪州政府にはCO<sub>2</sub>排出量を減らしたいという思いがあり、そこで液化水素を志向する川崎重工と思惑が一致し、褐炭から液化水素を精製し日本へ運ぶプロジェクトが動き出しました。

川崎重工はラトロフバレーで褐炭をガス化することに成功しており、その工程で発生する

水素とCO<sub>2</sub>のうち、CO<sub>2</sub>回収貯留システムで海底の空洞へ押し込みます。この空洞は、かつて天然ガスを採掘し枯渇した跡地であり、既に豪州政府は2012年2月に約80億円を投じてこのシステムの検証も開始しています。世界各国で検討が進むこのシステムだが、ラトロフバレー近海は数ある候補地の中でも最も実用化しよい適地とされています。

一方の水素は、超低温に冷やして液化し、タンカーで日本へ運びます。扱いはLNGとほぼ同じでありまして、天然ガスを摂氏マイナス162度Cで冷やして液化するのに対して、水素はさらに低いマイナス253度Cに液化します。一旦液化してしまえば、1日にタンクから漏れて減る量はわずか0.09%、タンクに入れて長期保管することも、タンカーで輸送することも難しくありません。

川崎重工業は2013年度中に技術開発にめどをつけて、パイロット事業に着手する計画で、まずは2017年までに少量の褐炭から液化水素をつくり日本へ運び、そして2025年により大型化した実証プラントでの検証を始め、2030年の商用化を目指します。

日本へ運んできた液化水素は、当面は火力発電所の燃料として使う考えであります。さらに、水素を直接燃料として利用する発電機の開発も同時に並行で進めてもいます。そこで、将来は水素を使う燃料電池車や家庭用燃料電池エネファームなどへの供給を視野に入れており、同社はロケット燃料に使う液化水素用のタンクやタンクローリーなどを20年来手がけてきた実績もあり、水素インフラへは全方位で取り組む構えであります。

弥富市のまちづくりに協働するパートナーとしては、人材の育成、技術の集約としては最高のパートナーになり得る可能性を秘めております。よろしいですか。弥富市の水素インフラ企業の集積や水素社会の実証をこの地域で先駆けて率先すれば、家庭用燃料電池エネファームは弥富市の多くの既存プロパンガス供給企業も多く取り扱い始めており、市内の企業支援と経済活性化につながります。

飛島の財政を望むなら、飛島村には今中電の火力発電所がありますが、弥富市臨海へ将来水素火力発電所を誘致したらどうですか。先の未来に責任を持つ方々が多く育つよう、弥富市のまちづくりをしていただきたく、参考にさせていただければと思い今まで質問させていただきました。

以上、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は2時55分とします。

~~~~~

午後2時47分 休憩

午後2時55分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に小坂井実議員、お願いします。

13番（小坂井 実君） 13番 小坂井実です。

通告に従いまして、質問を行います。

まず最初に、弥富市農業の今後についてお伺いをいたします。

まず、農業の現実についてお話をさせていただきます。

本来、農業は日本の季節に合わせて種をまき、夏野菜、冬野菜をつくり、四季それぞれの果物を楽しみに主食である米をつくり、平和に暮らせたのが昭和30年ごろまでの話であると思います。その後は生活も豊かになり、消費者の求めもあり、どんな野菜も果物も年中ないものはない、なければ世界中から輸入しスーパーの店頭に並べられております。

そんな中、農家はトマトあるいはキュウリ、ナス、花類など施設園芸に生き残りを図り、それ以外の農家は他に所得を求め、それでも農地と米づくりを守ってきたものです。もちろんその中には市からの助成もあり、国からの補助金なども含めて、農業は細々と今現在を迎えております。

しかし、今の農業はプラス・マイナス・ゼロもしくは赤字が現実です。さらに、与党は減反は2017年まで、2018年度は減反廃止を打ち出し、実務者間協議の中、来年度は半額とすることで合意したとの報道がありました。

T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加が議論され、農業の環境は先の見えない今ですが、こんなときこそ弥富市としての農業の取り組みについてお伺いをいたします。

今年度どおりの、またはそれ以上の御支持が、援助がいただけますか。市長、どうかよろしく御答弁をお願いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 農業の現実的な問題について、今小坂井議員のほうからお話があったとおりでございます。日本の農業の大きな過渡期ということが言われておるわけでございます。

いわゆる米における生産調整という形の中での減反奨励金も、5年でなくなるという形でございます。そしてまた、米価の変動補填についても、交付金も来年からは廃止されるというような状況で、まさに競争社会の中に置いていかれるというふうに思っております。

私は農業は国策だというふうに平素から思っておるわけでございますが、このような形で5年間という時間に大きくかじを切ったということは、我々地方も考えていかなきゃならないというふうに思うわけでございます。国の施策と同時に、私ども弥富市も農業振興地域として約1,100ヘクタールの水田があるわけでございますので、そういった状況においてどのようにこれから弥富市の農業ということについても考えていかなきゃならないかというのは、非常に大きな問題というふうに思っております。

現在、1,100ヘクタールの近くの農地面積で約50%近くが利用権設定されておりまして、オペレーター25名部隊で耕作をしていただいておりますけれども、恐らくこの四、五年の状況の中においては80%を超える段階まで行かろうというふうに予測もされておるわけでございます。

そうした形の中で、弥富市の農業も大きく変わってくるということは言えるわけでございますので、国の施策と弥富市の農業政策ということは大変リンクをしておりますので、重要だろろうというふうに思っております。

T P Pの問題は、いよいよあすからシンガポールで開催される、いわゆる関係諸国との会議ということが、年内に決着というようなこともございますので、大きな会議日程だろろうというふうに見ております。そういうような状況の中で、どのような方向が示されるか、米に対してどのような考え方が示されるかということは私たちも注視していかなくちゃならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、5年間で日本の農業を政府も考えていくということでございますので、同じような歩調で私たち弥富市という形の中での農業振興地域としての農業も、再三言いますけれども考えていかなくちゃならないということでございます。そういった形の中で、現在の私どもの農業政策というか、そういったことについてもしっかり考えていきたいと思っております。

とりあえず転作補助金という形の中で、市単独で行っておる事業につきましては、来年度は今年度並みという形で考えているところでございますので、御理解いただきたいと思ます。

議長（佐藤高君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 深い御理解をいただき、ありがとうございます。

国の政策、ましてや転作政策あるいは農家戸別所得補償、いろいろ施策がりましたが、農家自体がそれに振り回されまして、非常に私どももそれに乗った部分もあります。また、今となっては少し腑に落ちない部分もありますので、それを少し聞きたいと思ます。

ここ2年ほど前から始まりました農地集積推進事業、それによって農地集積協力金をいただけるという制度ができました。既に実施されたわけでございますが、弥富市においてこの協力金をいただけた方が何人ほど、また面積はどれほどありましたか、お聞かせいただきます。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 農地集積協力金をいただけた人は何人が、また面積はどの程度かという御質問でございますが、経営転換協力金でございますして、平成24年度は0.5ヘクタール以下ということで7件の方でございます。面積が2万888平方メートルでございます。次

に、0.5ヘクタール以上から2ヘクタール以下の方が6戸、6万5,167平方メートルでございます。合計いたしまして、12戸で8万6,055平方メートルでございます。以上でございます。議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） この制度は制約が非常に多く、私どもは苦勞と申しますか戸別補償を申請するに当たり、集落営農組織にすることによって、基本の1反歩も引き下げられないということであるいろいろやってみましたが、農政局のほうでも行ってまいりましたんですが、お宅の集落ではトラクターが何台ありますかとか、コンバインは何台ありますかと。そのようなものは何もございません、全部オペレーターにやっただいておりますというところで、そんなんでは集落営農に認めるわけにはいかんようなことを言われたんですが、やはりそのようなところが多いということで何とか認めていただきまして、集落全体で1反歩だけ引いて、あとは面積的にいただきました。

大変そのときは喜んだんですが、農地集積推進事業の中には、集落営農組合を立ち上げた現在でもそのままでは、例えばその中から脱退をしてこの制度で担い手に預けて全面委託して、今の話で0.5ヘクタールあるいはそれ以上というところは金額的にはじき出されるんですが、それがいただけない。まず集落営農となった場合には除外されてしまいましたと、そういうお話でございました。

どことも一緒だったと思いますが、農業者の高齢化が進む中で全面、委託するというのもう目に見えてふえてくると思います。その間で、ことし、うちのほうの組合の中で1町6反、1.6ヘクタールの農地を預けられました。そうすると、この面積でいきますと50万というお金がもらえるはずだったんです。しかし、その方は10アール以上の畑があったということで、そこで権利がなくなったということで、私ども組合としてはよかったなあと。もし集落営農でこれが権利がないということではいただけないとなりますと、集落営農のほうでどうしてくれると言われたときに責任をとらんならんことになってしまいます。それ以外でも、やはり高齢化で申し込みだけしてきたという方が何人もうちのほうで見えます。こうなった場合には、早いところ集落営農を解散するべきではないかと。

弥富市の中には集落営農の組合が3つたしかあると思うんですが、3つありますか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

現在、弥富市内におきましては、議員おっしゃられますように3集落ございまして、鮫ヶ地地区、下之割地区、前ヶ平地区でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） その組合の皆様には周知徹底、このことはわかってみえると思いますが、私はこれ非常に心配をしております。早急に集落営農を解散すべきではないかと、

そのように思うのが最近の私の思いでございます。

本当にこの集落営農、苦勞して、そのように農政局で言われましたんで、それ以外にも環境保全型農業にも取り組んでおりますし、また機械化されていないということで、ではつくった米を販売もしましょうということで努力してまいりましたが、今までやってきたことが報われない、そのような事態が起きておるんですが、本当に集落営農のところにはその権利がないというか、そのような取り決めがあるんですか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

集落営農は農地集積協力金の対象とならないが、今までの努力が報われないということの御質問でございます。

集落営農につきましては、先ほど言いました市内には3集落ございます。農地集積協力金につきましては、土地利用型の農業から経営を転換していただくということで、農業者やリタイアする農業者が地域の担い手の農地集積に協力していただく場合に、一定の要件をもとに交付されるものでございます。したがって、集落営農組織につきましては既に地域の担い手に農地が集積されているということで考えて、対象とはなっておりません。

仮に、集落営農組織が脱退し協力金を受け取ろうとする場合につきましては、1年前からみずから耕作をし販売していなければならないという要件がございます。脱退後1年は自作し、協力金の申請はその翌年ということになります。

集落営農につきましては別の補助金、経営所得安定対策でございますが、旧の戸別所得補償でございます。これにおける米の直接支払交付金、現在10アール当たり1万5,000円でございますが、それについて10アールの控除をするという特典が受けられているのがメリットでもございますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） ただいまの答弁でいきますと、例えば作業委託ではいかんということですね。作業委託のみでは、自作しなくてはいけないということですね。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 作業委託ではいけませんので、自作という形をお願いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 私どもの集落営農では、全面委託はしてないですけど、作業委託の中の集落営農なんですね。それを農政局のほうでは認めていただいておりますので。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それは集落営農としての組織として集積されておりますので、そ

ういった形で対応されているというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） どっちにしましても、集落営農を解散いたしましても自作農に戻るということはありません。何しろ、あるのは草刈り機とかまぐらいしかございませんので、それをもって自作をしると言われましても、これは到底かなうことではございませんので、そこら辺のところは皆様によく説明をいたしまして、地元のほうでも相談させていただきませんが、これは非常に私どもも考えられなかった事態が起きたということを最近思うようになりました。

それでは、次に移ります。

十四山地区は利用増進といいまして、利用権設定を行って全面委託をします。鍋田地区は機械銀行という名前のもと利用権設定をして、やはり全面委託をしてみえると思うんですが、地区により預けた農家が受け取る金額に差があるということをお聞きしております。

例えば、個人で誰かに委託する農地は除き、どこが違うのか、どういうふうに違うのか、金額的に違うのか、お答えいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 地区によって農家が受け取る金額が差があるということで、調整はできないかという御質問でございますが、賃借料につきましては、農用地利用集積円滑化事業の賃借料の調整会議におきまして、JA、市、受託部会代表、生産者代表によりまして設定がされております。

平成23年の鍋田地区では9,000円、これは10アール当たりでございます。その他の地区につきましては、10アール当たり6,000円でございます。また、平成24年度につきましては、鍋田地区が1万2,100円、その他の地区につきましては1万円でございます。ことしの平成25年につきましては、鍋田地区が1万4,400円、その他の地区につきましては1万円。

なお、鍋田地区におきましては、前年度のこしひかりの仮渡金額が本年度の賃借料となり、その他の地区につきまして、弥富、市江、十四山地区につきましては、前年度の作柄によって見直しをされるというふうに聞いております。

調整につきましては、御承知のように地区によって米の品質が違いますので、価格も違ってまいりますので、賃借料の差についてはこういったことで御理解いただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 年々金額が違うというのは、前年度の収量あるいは政府買い上げ価格によって次の年の価格が決まるということは承知はしてはしておりますが、ところによってこれほどの差があるということは、例えば作柄といったとてそう1俵も違わない、2俵も違

わないと思うんですが、米の銘柄あるいは品質ということかと思います。そして、鍋田地区は早場米というのか、早くとれるお米でございますので値がいいのか、そこら辺のところはちょっとわかりませんが、農政課のほうではどのように考えてみえますか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 金額の差でございますが、やはり鍋田地区につきましては特早という形ですので、早く出荷されるということで単価的にも高いというふうに思っておりますし、あとは圃場によってかなりの単価が違うというふうにも聞いておりますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） そこのところは、毎年単価も違ってきて不満も聞いております。どうしてこんなに違うんだということでございましたので、まあそのようにお答えしておきますが、ただいまこの点についてはこれで終わります。

次に、先ほど市長も申されましたように、担い手に対して農地集積がこれからますます進むと思うんですね。ましてやTPPが機能いたしまして米が安くなったときに、また転作がなくなって全地域に米を作付するとなった場合に、この担い手、オペレーターですね。規模拡大の余力はあるのか、農政課のほうではどのように捉えてみえますか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 余力があるかという御質問でございますが、現在、市で把握しております稲作オペレーターが弥富市内に25名の方がお見えになりますが、JAに確認いたしましたところ、他市町と比較しましても機動力もあり、応援体制も整っておるとお聞きしております。

今後の規模拡大についても支障がないという確認をしておりますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） たまたまうちのほうをやっていただいておりますオペレーターも、よそでやっておるところをやめてでもこの弥富地区は頑張りますとは言ってみえますが、できることならば今みたいに作業委託だけだったらやれるんですけど、全面委託となりますと水の管理から土手の除草、水路の泥上げまで全部ということでございますので、なかなか大変だわねという声が聞こえておりますが、部会のほうでそのような声があれば必ずふえます。

また、その中で米が安くなったときに、今はまだ、一番安かったときでも6,000円とか7,000円とかいうお金を払っていただけたんですが、米が安くなった場合には逆に農家のほうが払って田んぼの守りをしていただかないかん時代が来るんじゃないかと心配はしております。その点、政府のほうもこれから5年間でいろいろ施策を考えてくれるとは思いますが、

つくらなくなったときに草生えていいのかと。本当に今の田んぼというのは、ただ米をつくるだけではなくて、大雨が降ったときの緑のダムとして弥富市の田んぼは機能しておると思いますが、そのようなことがないように願って、次の質問に移ります。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私も利用権設定させている農家と契約しているのがオペレーターさんという形の中で、オペレーターさんと年間でも二、三回協議をするときがあるわけですが、25件のオペレーターがございますけれど、私は今後はやっぱり法人化していったらどうだということを御提案申し上げております。

そうした形の中で、個人から法人にすることにおいて、しっかりとした企業基盤というか、基盤ができる。そしてまたしっかりとした担い手という形の中でも養成されていくだろうというふうに思っておりますので、こういったことを機会あるごとにお話しさせていただきながら、しっかりと弥富の農地を中心に守っていただくということをお願いしていきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 十四山のオペレーターの場合は、既に企業化というか、してみえるということは聞いております。

じゃあ、次に移ります。

弥富市の防犯についてお伺いをいたします。

まず青色防犯パトロールについて、地元十四山地区においても青色防犯パトロールを実施しておりますが、現在、市内に何チーム活動しているか教えていただけますか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 現在、車を使ったパトロールを行っている団体が8団体でございます。また、徒歩等による団体が3団体、計11団体が防犯組織としての働きをいただいております。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 栄南地区では1台の青パトで、運転士と乗員がかわり運用してみえるようです。十四山地区は6台の自家用車を登録し、1台の車が月に3回巡回しています。

他の地区がどのようにやっておられるか、状況がわかりましたら教えてください。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） まず車の台数でございますけど、これは1台から今言われた6台ぐらいまでというところになっております。

あと現状でございますけれども、現在、車でのパトロールしていただいているのが全体で413名、それから台数としては32台でございます。先ほど言いました徒歩のパトロールも入

れますと、登録人員は486名といった数になっております。

実際のパトロールでございますけれども、週1回行っているところが多いというふうに聞いております。ただ、ところによりましては週に5回というような形で、ほぼ毎日パトロールしていただいていると、そういう地域もございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 1台の車でみんなして乗るといほうが、私は本来ならば理想であるのではないかと思うんですが、案外車の調子が悪かったり、車検であったり、たまたまその日に当たるということもありますもんですから、本来ならば1台の車をみんなして運転手がかかって乗るといのが私は理想ではないかと思っております。

そして回る回数も、回数よりも不定期に回ると。同じ時間に回るのではなくて不定期に回ったらどうかと。それかといって、夜中に回るわけにもまいりませんので、スイカ泥棒が多いで夜中に回ってくれという要請も受けましたんですが、それはちょっと御勘弁いただきたいということでお断りした部分もございます。

お配りしてあります犯罪発生状況を見ていただきますと、弥富市全体では減少しています。青パトで巡回してみるところが減っておるのか定かではございませんが、残念ながら、私が巡回しております十四山西部地区では逆に増加いたしまして、大変不本意な結果になっております。犯罪はふえたり減ったりしておるという状況でございますが、その中でも不審者を見ても声をかけるなど。泥棒を見ても追っかけちゃいかんと、そのようなことも言われております。直ちに通報しなさいと。抑止ということで回らせていただいております。

また、最近では不審者情報が多く聞かれますが、中には勘違い、見誤りで片のつくものもあるかと思いますが、重大な犯罪になる可能性も見逃すことができないと思います。件数と主な状況、結果がわかれば教えていただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 不審者情報に関する御質問でございますが、蟹江警察署に問い合わせいたしましたが、不審者情報に関するだけの統計情報というのは持ってないという回答がございました。

それで、メールで発信されるわけでございますけれども、蟹江警察署安全情報というのが不審者があったときには発信されるということになっておりまして、その数字を1年間拾ってみました。

その結果でございますけれども、住所等で大字までで小字がないということがあって学区の区別は完全にはできておりませんが、24年度中で総数で22件でございます。十四山地区では5件ございました。

結果といたしまして、不審者情報から重大犯罪になったりとか逮捕に至ったというような

案件はないという答えをいただいております。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 最近では四日市、朝日町ですか、悲惨な犯罪があったわけですが、不審者情報、またそれからそのような重大な犯罪につながるということも考えられると思いますので、防犯カメラの設置をお願いしたいと。

犯罪抑止には、音、光、目、時間と言われております。時間は侵入に要する時間、そのほかにも二重に鍵をかけなさい。目とは人の目、カメラの目ですが、現在、市内に市が設置した防犯カメラは、ごみ不法投棄の監視カメラ以外に、場所は上げないで結構でございますが何台ありますか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 防犯カメラの設置の件数でございますが、市役所全体の中での数はちょっと今把握しておりません。申しわけございません。

防災安全課のほうとして設置させていただいているのが、主に自転車の盗難防止、これが一番犯罪件数として多いというのもございますので、そういったものを中心といたしまして5カ所に設置しております。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 監視カメラで、犯罪の抑止にも、また安心・安全のまちづくりに必要不可欠ではないかと思えます。また、犯罪が起きた場合の犯人検挙にも非常に役立つということが実証されております。

例えば、市役所の前に道路に向かってつけるとか、玄関に向かってつけるとか、そのような考えはございませんか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 現実の犯罪に対しての防犯カメラの設置ということでございますけれども、これはおととしてでしたか、連続放火があったときにその地区につけさせていただいたという前例はございます。

そういった例もございますので、今後の設置につきましては実際の犯罪発生状況等で、この部分については必要だというところがあれば設置も考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 犯罪が起きる前の抑止ということで、ぜひ考えていただいて設置をお願いして、私の質問を終わります。

議長（佐藤高清君） 一般質問を続けます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

10番（堀岡敏喜君） こんにちは、10番 堀岡敏喜でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

最後でございますので、お疲れの御様子でございますが、もう一踏ん張りよろしくお願いをいたします。

質問は防災について、以下数点をお伺いしてまいります。

防災、減災の基本は自助、共助、公助であります。それには事前的な取り組み、発災時、事後の取り組みがあり、またそれぞれにはハード、そしてソフトの側面がございます。簡単に申し上げれば、よりよい防災への取り組みが結果として減災につながるということだと思います。

10月には、弥富市議会を挙げまして宮城県の石巻市、七ヶ浜町への視察を行いました。東日本大震災で被災をした自治体の中で最も多くの犠牲者を出した石巻市、人的被害も少なく、救援の受け入れ体制もひとときわ早かった七ヶ浜町、北海道、また青森県から千葉県、また東京都までの太平洋沿岸を中心に1都1道18県で多くの犠牲者、負傷者が出てしまったわけですが、特に津波被害の大きい青森県から茨城県の沿岸部では、集落や住民の人口の数だけではあわせない犠牲者の数に差が出ております。それは悲しく残念なことではありますが、備え、そしてそれをもとにした行動の差にあったのではないのでしょうか。

視察先の両自治体で、意見交換の場で、今回の大震災の経験を踏まえ今後地域防災にどのように取り組むのか、同じ質問をさせていただきました。両自治体の回答はほぼ同じで、共通をしているのは災害被害者ゼロを目指すということと、防災は事前の取り組みが全てであるということでありました。

さて、本年も日本各地でさまざまな自然災害が起こりました。群発する地震に加え、今夏のゲリラ豪雨、経験のない大雨、予測できない竜巻、そして大型台風と、まさに災害列島そのものの夏でございました。特に、伊豆大島での甚大な被害には心が痛み、被害に遭われました皆様には心からお見舞いと一日も早い復興を願うものであります。

そうした中で看過できないのは、大島町の災害でも、地域防災計画がありながら計画どおりには機能しなかったばかりか、避難勧告も発令をされなかったことは大きな課題であります。計画やハザードマップがあっても、住民の生命や財産を守ることができなければただの紙切れであります。台風25号で大きな被害を受けた京都府、滋賀県でも、住民への周知措置がなされていなかったり、通知メールも大幅におくれた地域もございます。

また、住民の側の課題も指摘をされております。避難指示を受けた住民が避難所の場所を把握していなかったり、避難指示と避難勧告の違いを把握していないことがわかった地域もございます。

日常的な防災教育のあり方が問われております。また、災害で犠牲になるのはいつも災害

弱者と言われる高齢者であり、子供たちであります。改めて要支援者への対応や、教育現場での取り組みが問われております。今夏の相次ぐ災害から、住民の生命と財産を守るための我がまちの防災対策に生かす点は余りにも多いのではないのでしょうか。

以上のことから、以下の質問をしてみたいと思います。

1つ目に、弥富市の自主防災組織の現状と課題について、設立の達成率、設立に至らない地域の課題、活動の格差等について、市の認識と取り組みについて伺います。ただ、設立の現状につきましては、先ほど72地区中52団体という課長の答弁がございました。設立達成率は72%ということでもいいですね。それ以外の設立に至らない地域の現状と、活動の格差と今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） まず設立率ということでございますけれども、全体で72%でございますけど、世帯ベースでいきますと89.8%、約90%という数字になっております。

それから、設立に至らない地域の課題といたしましては、災害に対する意識の問題も大きいと思います。また、全体的に世帯数の少ない地域が多くございまして、地域の中でいろいろな役職が多くて、新しい組織の設立に対して消極的になっているといった面もあるのではないかなあと考えております。市としては、引き続き設立に向けたお願いをしてみたいつもりでございます。

格差につきましては、先ほど伊藤議員に対するお答えでもさせていただきましたけど、1月16日に自主防災会の全体会というような形の中で初めての会合を行わせていただきます。以前には、そういった講習会をやったことはあるんですけども、こういった自主防の皆さんに集まっていたきたいといった御要望をしたのは初めてのことでございます。その中で情報交換とか行う中で、格差というのをだんだん縮められたらなあと考えております。

また、この会議には未設置の区長、区長補助員さんのほうにも御案内文書は差し上げるつもりをしておりますので、そういった機会を通して設立について、それから格差についてといったものに対応していけたらなあとというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 課長に御答弁をいただいたわけなんですけれども、要は防災組織の立ち上げをするに当たっての住民の意識の高揚というのが欠かせないということでございますよね。

実際に、前々回、災害時要援護者の話でも、地域防災にお願いするしかないというような市側の答弁がございました。ということは、防災組織がないとそれに対して手を打てない、そういう市の見解だと僕は受けとめております。

そうであるならば、やはり個人としての、住民としての防災に対する意識をどう高めていくのかということがまず問題になってくるだろうし、そのことについて市がどういう取り組みをされているのか。これが具体的でないと、今後防災組織をつくってくれというお話をされたところで、なかなか形しかできなかつたり、活動自身が形だけになってしまったり、これじゃあ意味がないと思います。その辺は課長もよく御存じだと思いますので、あとの質問もずうっとつながっていきますのでね。

ただ自主防災組織の取り組みに関して、個人でお話するとつくりたいんだとおっしゃるんですよ。ただ実際、防災組織ができたときに、それが稼働するかしないかというのは、その中心者となる方が信頼の置ける方かどうかというところが大きな問題になっているだろうと。いろんな地域でもそういうことが課題になっています。ですから、充て職かもしれないけれども、例えば町会長の方であったり区長さんであったりに防災会長をとりあえずは願ひするしかない、そういうふうな見解も出ております。

もう1つ、市の取り組みとして僕ちょっと御意見をしたいのは、防災組織を立ち上げるに当たって、また先ほど小坂井議員の防犯組織というのもありましたけど、いざ市民が何かやろうとしたときに、すごい手続が煩雑ですよ。わかりにくい。ホームページを見ても、防災のことについてはすごい書かれてあるんだけど、一眼してどこそこを見て全部がわかるというふうにはなっていないというのは指摘をしておきたいと思います。

これ、実は瀬戸内市ですね。岡山県の瀬戸内市、この間弥富市に防災について視察に来られた地域です。はるかに向こうのほうが進んでいます。これは自主防災組織の手引きというのがダウンロードできるようになっています。これ中身がすばらしい。どうやってつくるのかというその事務的なことから、何を指すのか。答えは出てないんです。ここは皆さんで話し合って決めましょう、ここが大事ですよと。形骸化しないためのコツであるとか、もちろん有識者のいろんな知恵が入っています。市としての思いも、知恵が入っています。こういったものがぼっとあると、説明しながら、渡すんじゃないですよ。課長なり担当の方がしっかり説明をしながら、設立の意義というのをしっかり語っていただくだけでも、その防災の意識というのはその中心者となる方の高揚にはつながっていきますので、ぜひちょっと参考にさせていただきたいと思います。

じゃあ、続いて質問をしてみたいです。次の質問でございます。

次に、弥富市自治体としてのBCPの進捗についてでございます。

自治体BCP、職員の防災への取り組みがあつてこそ、その真剣度が市民にも波及をいたします。例えば、現在、市民に対して耐震改修が必要な木造家屋に対して啓発を行っておりますが、現状はどうでしょうか。地震に備え、家具固定の啓発も行ってありますが、現状はどうでしょうか。

BCPの観点からいえば、私たち議員も当然そうですが、市職員には徹底をされているのでしょうか。市役所を初め公共施設での転倒防止策は講じられているのでしょうか。そういう観点から、現在の進捗と課題についてお伺いしてまいりたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 堀岡議員に御答弁を申し上げたいと思います。

まず御答弁申し上げる前に、堀岡議員におかれましては平成23年3・11東日本大震災以降、継続的にこの防災、減災に対して取り組んでいただいております。また、個人的にも防災上の数々の資格を取っていただき、地元の自主防災会のリーダーとしても御活躍をいただいております。また、議会の皆様方にも、今回議会改革の一貫として、議員として災害にしっかりと立ち向かっていこうというようなことが今後研修されていくということも聞いておりますので、この場をかりまして厚く感謝申し上げていきたいというふうに思っております。

BCP、いわゆるビジネスコンティニューイティープラン、事業継続計画という形であるわけですが、突発的な事故、災害に対して、まずどのような効果的な防止策を打っていくかということが非常に重要であろうと思っております。そのことが事業の継続計画につながっていくというふうに思っております。

これは一つの自治体、私ども弥富市だけではとてもできるものではないということで、多くの自治体、あるいはそれぞれの公の機関というところがこのBCP、事業継続計画という形に対して取り組んでいただいているところでございます。

まず私ども弥富といたしましては、1つはハードウェア、ハードをどのような形で構築していくかということについて、あの震災以来努めてきたところでございます。1つには、鍋田の防潮堤の改修であるとか、木曽川左岸堤の改修であるとか、あるいは日光川右岸堤の改修等々でございます。また、湛水防除事業におきましては孫宝の排水機であるとか、鍋田の新しい排水機に対しても、来年の3月20日過ぎには仮稼働できるという状況の中で、湛水防除事業にも取り組んでまいりました。

また、一時的な避難場所という形の中におきましては、南部の防災センター、そして十四山中学校の屋外階段の設置等々、また民間の施設におかれましてはいろいろな形の中で御協力をいただいていたところでございます。

こういったことにつきましては、これからもしっかりと危機管理という状況の中で進めていかなきゃならないということで、後期の総合計画の中にもしっかりと位置づけをさせていただきました。そういう状況の中でのまだハードウェアというか、ハードの面に対して基盤整備をしていかなきゃならないというふうに思っております。

大事なのはソフトでございまして、先ほど来、自主防災会という形の中での問題もござい

ます。このBCP、事業継続計画の一つのスタイルといたしましては、大変混乱をするわけですね、災害があった場合。そして、その災害があった場合の混乱の中で、事前にどうしておくか、あるいはその最中にどうしていくか、あるいは事後に対してどう考えていくかということが非常に重要であろうというふうに思っております。これはまさにマニュアルをつくっていかないと、まずできないということでございます。マニュアルの策定ということが、このソフトの中には非常に重要であろうというふうに思っております。

先ほど見せていただきました自主防災組織の一つのマニュアルについても一緒だと思います。そういう形の中で、自治会もしっかりとしたマニュアルをつくっていかないと、とても対応できないというふうに思っているところでございます。

最初にも堀岡議員がおっしゃいましたように、防災、減災の基本は自助、共助、公助であるということでございます。そういった形の中で、これからの災害に対して向かっていかなきゃならないというふうに思っております。

私はことし総合的な防災計画を、防災協定を結んでおります千葉県の浦安市に、いわゆる防災訓練という形の中で職員ともども参加をさせていただきました。何と1万5,000人規模の参加で、やっぱり非常に危機感があるわけですね。そういう状況の中での防災訓練を見させていただきました。行政はもちろん市民、自治会、各種団体、そして警察、消防、自衛隊、こういった総合的な機関のもとに防災訓練が行われたわけでございます。こういったようなことにつきましても、我々は大きな参考とさせていただいております。

今後、自主防災組織も踏まえて住民との連携、あるいは行政とのさまざまな連携が私は市民の間には大事だろうというふうに思っております。こういうことをすることが、やはり事業を継続的に、さまざまなインフラ整備もそうですけれども、していくことだろうというふうに思っております。

来年度、新たに警察官のOB、そして自衛官のOBを採用していく予定をしております。そういうような状況の中に、暫定的にはまだなるとは思いますけれども、新たないわゆるBCP計画の策定に着手していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、伊勢湾台風から55年というのが来年でございます。一つの大きな節目ということもございますので、市民の皆様方にもしっかりと災害に対して意識をしていただく、そういうことをもう一度徹底していくことが大事な点というふうに思っておりますので、私の答弁とさせていただきます。

議長（佐藤高次郎） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 今、市長よりハードの面、いわゆる防災インフラ、公共インフラ、これを同時にソフト、これからも自治体のBCPはまだまだこれからということ御答弁をいただきました。

千葉県浦安市の防災訓練、1万5,000人も参加されていた。その規模の大きさ、真剣さというものをいかに市長自身が弥富市民の皆さんにお伝えしていくか、これが非常に大事だと思いますし、市民の皆さんと共有をして、弥富でもいざ防災訓練とか、そういうことをやる時に市民が同じ意識を持って参加されるか、こういう環境をつくっていくことが本当の防災だと。後で結論を書いているんですけども、もうちょっと後にしたいと思います。

それと、先ほどちらっと触れましたけれども、これからBCPの策定をまたしっかりとやっていくと。情報とか、そういったことはクラウドで今やっているということでお聞きしていますので、肝心なのは、きょうも庁舎を見ていただくとわかりますけど、職員が働いていらっしゃるその環境、職場でしっかりとした転倒防止がされていますかということですよ。こういうことができてないと、やっぱり行政の方々というのはもちろん模範市民でもあるし、実際に今脆弱な庁舎ですから、もし地震があったら、倒れてきた本棚とかいるんなもので、そこで命を失ってしまう。後の復旧、復興にもやっぱりしっかり頑張っていただかないかんわけで、絶対死んでいただいても困ると。絶対死なないという決意で家具の転倒防止、また御自宅での家具の転倒防止なり、また改修なり、そういったことで率先して取り組んでいただく。で、また市民から相談していただいたときには、しっかり自分が体験した言葉として市民にも啓発をしていただける、そうじゃないですかね、課長。

いつも、市長もいろんなところで防災の話をされるときに、家具の転倒をちゃんと防止していますか、そういう呼びかけをしていただいています。肝心の庁舎の方で住んでいる方ができていなければあだめですよ。そういうところで、私は徹底をしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 非常に厳しいお話でして、見ていただいたとおり、庁舎に関していえばそういった徹底されてないというのは確かなところでございます。

今後、そういったことについての取り組み、これは防災安全課だけではない話になりますので、ちょっと調整をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

議長（佐藤高君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） ぜひ、まず我々議員もそうですけれども、しっかりその道筋、やること、行動で示していきたいと、そういうふうに思います。お願いします。

じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

次の質問事項、台風26号によりまして甚大な被害を受け、多くの犠牲者を出してしまった大島町の地域防災計画での取り決めは、気象庁発表土砂災害警戒情報が発令をされ、住民に伝えて自主避難を促す避難勧告の判断に活用するとなっております。

しかし実際は、16日午後6時5分、土砂災害警戒情報が発令をされましたが、町は自主避

難を促したり避難勧告を出したりはしませんでした。町長は当時、島外に出張中であり、町役場からの連絡もなかったといえます。

また、台風25号の影響で、京都府、滋賀県に初の特別警報が発令をされました。避難指示、勧告は近畿2府4県だけで約50万世帯、約120万人に出されましたが、特別警報が発表された京都府京田辺市、木津川市、滋賀県の日野町、竜王町では、気象業務法で義務づけられている住民への周知措置をしておりませんでした。そのほかの自治体でも、特別警報や避難指示の通知メールが約8時間もおくれて通知をされたことがわかっております。

さらに、2011年8月、長崎、福岡、11月の鹿児島、これは死者3名が出ております。2012年の5月、茨城、これは死者1名、2013年の9月、埼玉県ほか三重県と、竜巻が異常に発生をし甚大な被害をもたらしました。

正確な予測が難しい竜巻に、どう備えればいいのでしょうか。気象庁は竜巻注意情報に加え、発生確率を色分けするレーダー・ナウキャスト、これは気象庁のホームページに、10キロ平方で、レーダーを使いまして竜巻が起こる可能性をあらわしているというページがございます。こういうことの活用を呼びかけております。

日本各地でさまざまな災害が起こる中、観測し予測する技術が発達しているのに、その情報を的確に伝え正しく認識することができず、被害が拡大をしていることは悔しく、大変残念でなりません。命に及ぶ事態だけに、情報を発信する側は的確に判断し、確実に住民に伝えていかなければなりません。また、住民側は情報を得る努力と複数の手段を持ち、災害を楽観視せず、最悪を想定し最善を尽くすことが大切であります。

弥富市では本年9月15日、台風18号に備えて午後9時に、また10月15日、台風26号に備えて午後8時に、それぞれ第1次避難所を開設し自主避難を呼びかけましたね。いずれも再接近が夜中であるということから、注意報の段階で早目の避難所開設を決断されたわけですが、それ自体は画期的であります。しかし、実際に自主避難をされた方はごく少人数であったと伺っております。

それでは質問でございますが、緊急時の避難勧告、災害メールなどの情報伝達のあり方について、設置後初めて京都で発令された特別警報、また甚大な被害のあった伊豆大島での事例を教訓に、どう認識をし、弥富市の現状と今後の課題について伺ってまいりたいと思います。

議長（佐藤高君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 議員の御指摘のとおり、災害に対する情報伝達には大きく2つに分けられると思います。

まず国からの情報を市の職員の手を借りずにそのまま流すという、これは警報とか緊急地震速報でございますけど、これについては同報無線の受動機能といったもの、それから携帯

事業者等が流すものもございます。そういったもので直接情報が入ることになっております。

特別警報につきましては、市のほうが情報を流さなきゃいけないと、これは決めになっておりますので、それについては市独自といたしましては例えば同報無線であるとか、安心メールであるとか、エリアメールであるとか、ホームページであるとか、いろんな手段を使ってお知らせするといったことを考えております。

また、議員もおっしゃっていただきましたけれども、テレビ、ラジオ等でこういった情報はすぐに出ます。そういったものを利用するといったことの市民の方に対するお願いといったことも努めていかなければならないのかなあというふうに思っております。

伊豆大島の場合ですと、その後で、専門家が避難場所の開設の情報提供を行うだけでも被害が減少したのではないかといったようなお話もありました。弥富市におきまして、避難勧告、避難指示等が出した実績は今のところございません。ですが、早目の発令、それからその以前にできるだけ自主避難場所の開設といったことに取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 今回、特に弥富市で9月、台風18号と台風26号のときに、早目に自主避難の指示を出していただいた。御案内を出していただいた。これは自身は本当にすごい、今までの弥富でないような画期的なことだと思うんですけども、やっぱり8時、9時となりますと、いつも大体避難される方って、僕、多分顔も御存じやと思うんですけど、やっぱり不安だから避難をされる。8時、9時ですともう真っ暗でしょう。割と風も雨も降っておりました。早い時間なんですけど、避難ができる時間というのは、課長御存じのとおり本当に何も無い。あのとき、割と朝からというか昼から結構風が強かったんですけど、避難をしていただかないと意味がない部分もありますし、これちょっと余分な質問かもしれないんですけど、ある報道で避難所を開設しますと経費がかかるなんていうことがありますけど、そういうことでちゅうちょするということは、弥富市はないですか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 幸いなことに、そういったことはございません。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） それならば安心して言うんですけども、なるだけ早目にやはり避難を、夜来るとなったら、被害があろうがなかろうが、避難をする方というのは避難を実際になくても、実施をすることで初めてそれも訓練にもなりますし、特に後で話にも出てきますけど、災害時要援護者への対策というの、実際にこれから進んでいくのであれば、避難をする時間が要るわけですよ。ですから、なるだけ早目の判断が、これは市長の裁量

といいますか、防災にかなり精通されていますので、避難する時間をいかに確保するかということに集中して、また市役所の中でも決め事をつくっていただきたい、そのように思います。

情報伝達のあり方ですけど、防災無線がほとんどなんですけど、台風のと違って聞こえないんですよ、閉め切っていますから。今の家は上等な家が多いものですから、閉め切っていると本当に聞こえないので、前にもここで提案しました、例えば防災ラジオというものもございます。先ほどテレビでおっしゃいましたけど、風が先に強くて、余り風が強いと電気がまりますよね。そうするとテレビは映らなくなります。そういうことも考えられます。ただラジオ、この間ちょっとクローバーさんにお聞きしたんですけれども、クローバーさんのほうは二重、三重のバックアップ体制をとっていらっしゃるって、この海部地域の防災情報をそれぞれ自治体から受けて流すということをお聞きしております。

6月か3月の議会でも質問させていただいたときにお答えさせていただいたんですけど、サイマル放送ってありますよね。インターネットでラジオが聴けるわけですよ。今、機種名を言っているのかわかりませんが、要はフラッシュプレーヤーというソフトが入っていれば、別に携帯でも見ることができます。

ちなみに、この僕の持っている電話でも実は聞けるんです。もう登録をしてありますんでね。ちょっと電波が……、これFMななみです。これ、世界中で聞けます。こういうアプリが実はあるんですね。そうすると携帯でもどこでも聞ける。その人がそこにいなくても、家族の安否を聞くときにでも、どういう状況なのかということを知ることができるじゃないですか。こういうことがあるのに、あるよということの情報の発信を市が積極的にやっていただかないと、何のためにFMななみをやっておるのかということにもなるんじゃないですか。こんなことについて答弁を求めるといって、わからんと言われたらそれまでに終わってしまいます。

もう一つは、ツイッターのほうも日ごろからの情報というものが、もっと厳選をしていただいで頻繁に出さないと、あんまりいい情報をとれなかったら皆さん見ないです。そしてもう一つ言うと、フェイスブックもやってくれといいます。情報を発信するだけでいいんです。一々言うことに対して答えなくていいですから。

何でフェイスブックといいますと、今フェイスブックに登録されている弥富市の市民の方々は約2,500人いらっしゃる。これはフェイスブックの特有なもので、マーケティングの調査ができるようになっています。これは市としては情報を発信する上では物すごいいい情報ですので、ぜひ、ちょっと企画政策課長はいらっしゃるんですけども、総務課のほうでちょっと調べていただいて、情報発信する。この間、市議会のほうに視察に来られた長崎県の長与町、これは事務局がフェイスブックページを持っていて議会の情報なんかを流され

ています。

とにかく情報を流すという、いかにして伝えるかという一つの手だてを複数こっちも持たなきゃならないし、市民にはこういう手だてがありますよということも同時に案内をしていくことで、情報の共有が初めてできるんだと思いますよ。ですので、ひとつ積極的にかかわっていただくようお願いをいたします。

時間がないので、次に進みます。

次にハザードマップ、避難の体制など住民への周知徹底のあり方についてであります。

10年に1度と言われる台風26号の影響で、過去に例のないほどの雨量が伊豆大島を襲い、甚大な被害に見舞われました。国土交通省では、市町村向けのガイドライン、土砂災害警戒避難ガイドラインで、ハザードマップで住民に危険を知らせ、的確な避難勧告を出すために専門家の助言を活用するとあります。また、土砂災害防止法では、急斜面の崩壊で住民に危険が及ぶ警戒区域を都道府県が指定するとあります。市町村は警報の発令、避難の体制をまとめ、ハザードマップで危険を周知する義務があります。

大島町では多くの箇所が指摘をされていたにもかかわらず、ハザードマップも作成はされておりませんでした。また、特別警報が発令をされた京都、滋賀では、指示を受けた住民が避難所の場所を把握していなかったり、避難指示と勧告の違いを把握していない方が多いことがわかりました。

弥富市のハザードマップは真っ青でございます。ほとんどの地域が海拔ゼロメートルより低いことを意味しているわけですが、どのような災害が起こればハザードマップが示すような事態になるのか、これを市民の皆さんが理解しているのか、ここが大切であり、どういう行動をとることがベストなのか、知っていることが求められております。

津波、高潮に備えて多くの市民、民間企業、事業所などの協力を得て設置されている緊急時一時避難所は、避難者を受け入れる許容は1人1平米とすれば充足に近づいていると以前の御答弁で御報告を受けております。しかし、誰がどこへということがある程度決められていないと、あるところに集中をしてしまった場合、被害が大きくなる場合がございます。また、以前にも質問で取り上げましたが、指定避難所への避難は居住する小学校区、中学校区など、受け入れの範囲、また高齢者の方、障害のある方、女性、子供さんなど優先順位があることなど周知を徹底し、地域住民と相互的に理解をしておかなければなりません。

ハザードマップが危険回避、防災のために起こり得る災害に備え、いかに行動するかを想起するツールとなっているかどうか、また適切なタイミングで避難勧告、指示を発表し住民の避難行動を促し、被害を最小限に食い止めるのが地方自治体の責務であります。弥富市の認識と今後の対応について伺いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 市におきましては、一番最近のものといたしましては緊急時避難マップというものを全世帯に配付させていただいております。

出前講座なんかへ行きますと、この話をさせていただきますと、余り配付物が活用されていないなあといったのが現状かという認識を持っております。ただ、マップの配付時に、数カ所でございますけれども、自主防災会からの要請を受けましてこのマップの見方といったものの説明をさせていただいたことがございます。こういったことが有効になってくるのかなあと。これは先ほど議員言われましたように、各自主防災会の意識の問題もあるかと思えます。せっかくこういうのができたんだから、じゃあその説明を聞きたい、しなさいというようなことをしていただけるというのは、非常にありがたいことだったなあと思っています。

それから2番目の、避難所の指定の関係でございます。

確かに、誰がどこに行くかというものを指定するのは非常に有効なことでございます。それは必要なことだとは考えておりますけれども、現段階におきましては、まずは場所の確保といったことが優先しているのが現状でございます。学区等によって、先ほど言いました充足率がほぼ100%に近いと言いながらも、収容人員の偏りがあるというのが現状でございます。ある学区では100%以上、ある学区では非常に低い数字といったことがございますので、そういった課題を含めて検討して、今後行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤高次郎君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） まだ時間がありますよ。弥富市の高いところというのは市街地に集中しているわけですが、そこですとやっぱり住民の人以上に余る部分もありますよね。だから、今後防災会の連絡協議会をされるというのであれば、それをしっかり共有して、特に、ないところに関しては、その1次避難所に逃げるまでも時間が必要になると、こういう具体的な話が進まない、防災組織があっても意味がないわけですよね。その辺、多分課長もよく御存じだと思いますので、今後それがしっかり機能して行って、弥富市民の皆さん一人一人が、いろんな災害があったときにどこに逃げればいいのか、どういう行動をすればいいのかということが深まるようなツールにハザードマップもしていけないと、ぱっと見たら本の一番上にあつたら本当にショックですよ。この人、大丈夫かなあ。パソコンからとっているとか言いありますけど。そういうことが大事になってきますので、よろしくお願いたします。

次に移らせていただきます。

次に、災害弱者支援についてであります。

伊豆大島の土砂災害で亡くなった方は、安否不明の方も含め39人中半数が65歳以上の高齢者であります。東日本大震災でも、犠牲となられた方の年齢別の割合で見ますと、64.4%が

60歳以上の方々に、また何らかの障害のある方の犠牲者は約9%を占め、その死亡率は健常の方の2倍となっております。

8月議会でも同様の質問をしておりますが、自治会を中心に地域での対応をお願いするしかない旨の御答弁をいただいております。まさしくそれしかないのではあります。実際に自治会にその余力があるかといえば、大変困難なのが現実であります。

要援護者には御高齢の方や妊婦の方、乳幼児、視覚・聴覚、身体に障害のある方、精神的疾患、御病気で寝たきりの方、医療機器を携えられている方など、日常生活から想像を絶する困難を強いられております。また外国人の方々も災害弱者と言えます。

そういう方々に対して、有事のときに避難を誘導したり帯同したりするには、御本人と、また御家族とふだんからコミュニケーションをとり、相互的に理解をし信頼関係にないときません。

例えば聴覚に障害をお持ちの方だと、とっさのときに手話もできなければ筆談しかないわけですが、適切な意思の疎通ができるでしょうか。東日本大震災でも、実際に警報が聞こえないために逃げおくれで命を失われた方も多くおられます。

今月下旬に、海南病院の主催で「架け橋 きこえなかった3.11」の上映会が行われますが、制作者・監督の今村綾子さんは御自身も聴覚障害を持ちながら、映画を通じ聾者の置かれた現実、窮状を訴えておられます。

緊急時は当然ですが、ふだんの生活から互いに協調し合い、理解し合い支え合っていくことは、年代に関係なく、また障害のあるなしにかかわらず、現代人が社会生活を送る上で改めて求められているのではないのでしょうか。

災害弱者と言われる高齢者、特に要援護者の現場での対応について、弥富市の認識と課題についてお伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 議員の御指摘の災害時要援護者につきましては、以前にも申し上げたとおりでございます。全体的に、やっぱり地域のコミュニケーションというのが非常に大切になってくるのではないかなあというふうに思っております。

また、聴覚障害の方ですね。新しい取り組みを福祉のほうで行っておりますので、ちょっとそちらのほうから説明していただきますので。

議長（佐藤高清君） 前野福祉課長。

民生部次長兼福祉課長（前野幸代君） では、御質問にお答えさせていただきます。

議員言われましたように、東日本大震災で犠牲になられた方のうち、障害をお持ちの方は健常者の2倍であったと言われております。

障害をお持ちの方など災害時要援護者の方は、災害が発生した場合、情報把握、避難、生

活の確保などの活動を的確かつ迅速に行うことが困難な立場に置かれてしまいます。その中でも聴覚障害者の方は行動弱者であり、なおかつ情報弱者であるという災害時には大変大きなハンデを背負うことになります。

東日本大震災以降、緊急時において災害から身を守るために重要な事項として、正確な情報の伝達が上げられました。しかし、情報の伝達は音声によるものが多くを占めており、聴覚障害者などには情報の入手や理解が非常に困難でした。緊急時には、避難指示や災害の情報を的確に伝えることが重要となります。

市では、緊急時における聴覚障害者などの避難対策として、聴覚障害者向けＳＯＳ緊急時サポートカードを市内在宅の聴覚障害者、音声・言語機能障害者に配付をいたしました。日ごろから所持していただき、緊急時には活用していただきたいと思います。

また、避難誘導用サイン表示板を作成し、市内全ての公共施設に配備し、緊急時に職員が施設内の聴覚障害者などを速やかに避難誘導することにしております。これがＳＯＳ緊急時サポートカードになっております。コンパクトに折り曲げて、該当者約90名ほどお見えになりますが、これをお配りしました。なお、今お話ししました避難誘導用サイン表示板にしては「避難してください」、これを市内公共施設全てに配付いたしました。

今後も災害弱者と言われる方々の支援を、できることから実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 今のＳＯＳカードですけど、ちょっともろそうですね。もっとしっかりしたものをつくっていただく……。

民生部次長兼福祉課長（前野幸代君） これにきちんと。

10番（堀岡敏喜君） 入れているわけですね、なるほど、わかりました。

市として、僕はそれが完璧だとは正直思っておりません。問題なのは、障害をお持ちの方がやはりコミュニケーションがとりにくい、そういうことを御自身で卑下といいますか、思っていらっしゃる部分もあると思います。ですから、コミュニケーションがとれないのでなかなか人づき合いが難しい、そういうところもあります。

市が管理している要援護者名簿といいますのは、更新時期があると前お聞きしましたね。そのときに、開示をしていいか、しては悪いかというところのことを聞かれるときに、同時に、できたら地域のコミュニティにしっかりと御自分からも積極的にやってください、やっていきましょうねと、そういうことも必要です。寝たきりの方とか、そういう方やったらそれはもちろんまた御近隣でどういうおつながりがありますかということもお聞きすることも僕は大事だと思います。とにかく人とつながっているということを、市は調べる段階ではゆっくり時間があるわけで、できるじゃないですか。そこを初めは民生委員の方でいいと思

ます。しっかり先ほどの自主防災会の形になったときに、災害時要援護者の支援もということになったときに、初めてそれが運用されるんじゃないかなと。それをまずつくりたいことには人は救えないですよ。まず地域でつながりをつけていく。その前に、その自主防災組織のありようというものを個人の自己啓発から進めていかなければ、はっきり言って自主防災会というものは形骸化した組織になってしまう。組織のための組織、防災のための防災になってしまう。これじゃあ長続きしない、そのように思います。

ちょっと時間がないので、次に進めさせていただきます。結論を言えば、支援をする側も支援をされる側もお互いに手を出しておくということが大事、そういう環境をつくるのが大事だということを言いたいと思います。

次に、学校現場での子供の安全確保についてであります。

特に園児や小学校低学年の幼い子供は、危険を避ける力が発達しておらず、先生ら大人を信頼して従うしか自分の身を守れません。また、小学校高学年から中学生への防災教育、環境について、現状の認識と課題について伺ってまいります。

まずハード面から伺いますが、子供の安全を守り地域の防災拠点として使用される学校施設の耐震化は喫緊の課題であります。今年8月、建築基準法に基づく建築物の天井脱落対策の強化を趣旨とした関連政令及び告示が公布をされ、来年度より施行をされます。また、9月には国土交通省より技術基準の解説書が公表をされました。

これを受けて、文部科学省ではこれまでの検討と国交省の技術基準等を踏まえた学校施設における天井等落下防止対策のための手引きを作成、公表し、各学校設置者が対策を円滑に進められるよう積極的な活用を促しておられます。

弥富市内の公立学校施設も、耐震化は100%済みですが、非構造部の耐震、災害対策は窓ガラスへの飛散防止フィルムが施工されております。今回の財政措置を受けて、弥富市内の学校施設、その他非構造部の特に施設の天井落下防止対策はどのように進むのか、簡潔にひとつよろしく願いいたします。

議長（佐藤高君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） それでは、天井落下防止対策についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のように、今年度8月に文部科学省から、小・中学校の体育館のつり天井につきましては、27年度末までの2年間に基本的に撤去するよう通達がございました。

弥富市内の小・中学校の体育館は、これまで断熱吸音を考え、全てつり天井の体育館でございます。体育館の天井等の非構造部材の撤去につきましては、今回の12月補正予算で3校分の設計費用を補正計上しておりますので、今年度当初、計画予定していましたが1校分を含めまして4校を国の事業採択後、来年度実施したいと考えております。残りの学校につきましては、次年度当初予算で設計費を計上し、順次実施していく予定でございます。

体育館以外の校舎等の非構造部材の耐震化についても、その後順次行ってまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 弥富市も積極的にかかわっていただくということで、よろしく願いをいたします。

また、この8月議会でも要望しましたが、弥富北中学校、弥富中学校もそうだと思いますが、上履きがスリッパであることに對して、地震や火災が起こった際、飛散物がある中でスリッパでの緊急避難は危険を伴うことから、他の学校と同様に上履きシューズに統一すべきだと思いますが、市の見解を伺います。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 弥富北中学校、弥富中学校のシューズの関係でございますけど、現在、弥富中学校と弥富北中学校の2校が上履きにスリッパを使用しております。

議員御指摘のとおり、災害の際の避難を考えるとスリッパよりシューズのほうがよりよいと思いますので、今後、学校、保護者とよく協議をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 実際、保護者の方からの複数の要望ではあるんですけど、逆に反対という方もいらっしゃいます。

学校は勉強するところなので、それが基準に考える部分もありますけど、できましたら今学校と保護者の方と話し合われると言いました。この防災というものを議題にして、ぜひ生徒さんを交えて、スリッパはなぜスリッパなのか、靴は靴なのかというところを理由をつけて、あるんだよというところをしっかりと突き詰めて考えて、結論を出していただければ僕はいいんじゃないかなあと。納得するんであれば、なぜスリッパでけがしたのに、何で弥富市はそうなのと言われたときにも、はっきり言えば責任逃れじゃないけど、そういうことまでやっぱりしっかり決めて、子供さん方、またPTAを通して何がベストなのかということを決めていただいたほうがいいと思うんです。

実は、いろんな学校の防災マニュアルを見させていただきました。上履きのまま避難をするということが明記されているんですけども、上履きとは何かという上履きの定義を調べてみますと、かかと、爪先を覆われているものになっています。だからスリッパじゃないんですね。だからこの辺のあたりもぜひ考慮をしていただければいいと思います。何か答弁ございますか、いいですか。なければ次に進ませていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、ソフト面についてであります。

これはきのう、三浦議員も指摘をされておりました。また、きょうの鈴木みどり議員も指

摘をされたことなので読まさせていただきだけにします。

災害の現場で子供たちの命を守ることができるのは、すぐ身近にいる大人しかおりません。その教訓を忘れてはならないと思います。東日本大震災で、宮城県石巻市の幼稚園児5人が死亡いたしました。地震直後は高台にある幼稚園にいて無事でしたが、その後乗せられた園のバスは海側へと下り、津波に巻き込まれてしまいました。仙台地裁は、津波の情報に注意を払わずバスを出発させた園側の過失を認めました。幼い子供は危険を避ける力が発達しておらず、園長らを信頼して従うしか自分の身を守れません。判決はそう強調いたしました。大人の行動が命綱なのであります。

学校や幼稚園などの施設は、非常時に子供を守る第1当事者としてどう行動すべきか、再確認をするべきであります。施設の立地と環境など、さまざまな条件を考慮してマニュアルをつくることを出発点に、実施訓練を通し不断に更新し、広く共有をし続けていくことが責務であります。現状の認識と対策を伺いたいですけれども、ちょっとここは要望だけにさせていただきます。

マニュアルはつくられているということで、避難訓練もされているということで答弁をいただいております。

ただ幼い子供さん、やっぱりお母さんも若い方が多いです。自分の子供はと、取り乱して保育所に来られる。引き渡し云々という訓練もあるとは存じましたけれども、このマニュアル訓練に関しましては、保護者の方も交えて、本当に短いスパンでやっていかないとなかなか物にならないんじゃないかなと。先ほど、市長がしっかりマニュアルをつくっていくとおっしゃいました。これも実施を伴わないと、マニュアルなんていうのはただの紙切れで終わってしまうと思います。ここをしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

次に、また高学年や中学生に対しての防災教育については、地域性を考慮したより実践的な防災教育が求められております。現状の認識と課題、どういう目的で今後進めていくのかお伺いしたいんですけど、先ほど答弁で、小・中学校ではこの地域に起こり得る災害に対して避難訓練をやられていると。いろんな災害体験者の話を聞いたりしてやっているということで、先ほど御答弁でいただいたんですけど、僕ここで気をつけないけないことは、いろんな災害を語られる有識者の話というのは一方的ですよ、結構。それで聞いて終わりというのであれば、多分形にはならない。お料理でいうたら仕込みみたいなものです。仕込まれた後に、それをどうやって実際の訓練に生かすのか。自分はどう動くのかというところまで検証しないと、例えば釜石の奇跡で知られるような行動にはつながらない。仕込みと、要は戦術であったり、知識だけでは絶対それは生かされない。どうやってそれを使うのかという知識を教えるのが、僕は本来、生意気なようですけど、学校の役目なんじゃないかなあと、そのように思います。

ですので、繰り返し言いますが、例えば、その講習を受けた後に全員にどういう印象を受けたか、自分はどういうふうに動くと思うかと、感想文とか提出を受けていると思いますけど、必ずやった後の自分の対応をどうしていくのかということを検証しながら、ぜひ防災教育と進めていただかないと、学校側がちゃんとやっているよというだけじゃあ僕は身にならない。やっぱり子供がどんだけのことをどんだけ身についたかと、そこに疑問が上がってくるくらいじゃないとやはりいけないんじゃないかなと、そのように思います。

最後が一番主題でございますので、次に進ませていただきます。

最後に、住民の防災教育、訓練、防災意識の高揚についてであります。

備えあれば憂いなしといいますが、防災への取り組みを結果減災へとつなげていくためには、その取り組み自体、実生活とかけ離れていては、時がたてば風化をし成果は得られません。生活文化にまで落とし込み、日常当たり前となるような取り組みが必要であります。今後の市の対応を伺ってまいります。

冒頭にも申し上げましたが、防災は事前の取り組みが大切であります。これが日常当たり前のことにならないと、取り組みが生かされず、災害が起こるたびにとうとい命を失ってしまいます。釜石の奇跡で知られる片田教授のセミナーでもおっしゃっておられました。これは私も心からうなずいたんですけれども、これは多分市長も同時に同じセミナーを受けていらっしゃるんですけれども、生活文化にまでならないと本当の防災にはならないとおっしゃっておられました。

教育も、産業も、医療も、日常の生活に当たり前のように防災の意識が根づいてこそ、自助、共助、公助も機能をいたします。弥富市でいえば、この地域は南海トラフの巨大地震も危惧をされておりますが、耐震、家具固定が、さっきも言いましたけれども、当たり前になっているのでしょうか。また、市内全域が海拔ゼロ以下で、毎年のように風水害に襲われる危険性がありながら、住民一人一人がその事実を認識し、地域で共有し、必要な備えができているのでしょうか。

年数回のコミュニティ単位の防災訓練、自治会の防災訓練で行う初期消火、心肺蘇生、煙ハウス体験、応急処置訓練等々、どれも必要な訓練ではございます。しかし、これは災害が起きたときに、事後に行う演習的な訓練であります。実は、災害が起きたとき、その演習がなるべく少なくするために、我がまちで被害者を出さないために、何も起きていない今取り組まなければならないことこそ防災の本道なのだと思います。

先日、実は愛知大学の西堀教授という方の「災害と地方財政」というセミナーを受講してまいりました。非常に興味深い内容でして、一々数値的なことは申し上げませんが、結論的なことを言いますと、災害を想起した場合、有効な防災活動の最も重要なものはコミュニティであり、それを構成する自立したお一人お一人であるということでありました。

災害を目の前にして、人は2通りの行動をとることができるとして、1つは自助を基軸に構築された公助の団体で逃げるということ。もう1つは、先ほど市長の御説明にもありました減災につなげるためのインフラの構築、いわゆる公助によりあらがうということでもあります。逃げるには金は余りかかりませんが、あらがうには金がかかります。実際、被災された地域を見ても、被害総額は自治体の年間予算の5倍から10倍の損害をこうむるうち、最も被害額が大きくなるのは、人命はもとより住民の住居、地域産業等が圧倒的で、公共インフラ、公共施設の損害額よりはるかに多いのが現実であります。

自立した元気な一人一人、家族世帯に構成をされた幾つかのコミュニティによって自治体は成り立っております。その一人一人を失えばコミュニティは弱体化し、自治体は成り立たなくなってしまいます。なのに自治体行政は、金のかかる災害にあらがうための投資を行い、本来その財政を支える逃げることに金を使わない。これは近年の災害で顕著にあらわれているのではないのでしょうか。ですから、事前防災にもっと投資をすべきという内容だったんです。私が言っているんじゃないですね、内容だったんです。

減災のためのインフラに金がかかるのはある程度必要ですし、当然かもしれません。しかし、形はないけれども事前防災にこそ投資をして、以下に人的被害を出さないかに力を入れるほうが平時のコミュニティ強化にもつながり、価値的だと言えます。

では、具体的にどうするのかというと、まずは自助、自己啓発のために学習環境に力を入れるべきではないでしょうか。

先ほどの自主防災の設立に向けても必要なことなんですけれども、昨年、服部市長が行われました出前講座では防災がテーマでございました。その中で、防災リーダーの養成に力を入れたいとおっしゃられていました。これは弥富の防災計画の中にも明記をされております。ぜひやるべきだと思います。リーダーの養成といっても、受けた方全てがリーダーになるわけではありません。人の選定が大事になってきます。少なくとも一定の知識、情報を得れば本当の共助の構築に広がっていきます。

現在、市は各地域の自治会、コミュニティに防災会設立を促しております。順序でいうと逆になりますが、リーダー養成を受けるきっかけにもなりますし、本気で自助、共助の必要性を感じて、すぐに活動の場があるほうがよいのかもしれない。

次に、いかに生活文化にまで落とし込めるかですが、このためには事前防災への取り組みが楽しく継続ができる工夫が必要なのであります。

現行の防災訓練も大切ではあります。それに加えて、例えば防災訓練を種目にした、これは蟹江町も2年前から行っております、例えばバケツリレーや土のう積み競争、担架搬送競走などを競技種目にした防災を主体にした運動会、またコミュニティ別に競う炊き出しグルメ大会、B-1とはちょっと格が違うんですけれども、などおもしろいかもしれません。ま

た、現行の市民運動会やその他のイベントにも景品を贈呈されますよね。ティッシュ5箱とかサランラップとかごみ袋とかくれますけど、その1品は、家具固定などを初めとする防災グッズに変える。変えていただくと、いやが応でも市民はそれを手にします。自分のところがやっているんであれば人に譲られます。いやが応でも市民に波及をしていきます。また、市の災害に備えてほしいというメッセージにもなります。こういったことは事前にしかできないのであります。また、市民から公募をすれば、考えつかないような案も出てくると思います。

人間関係の希薄化が進展をし、孤立化が進む現代、自治会への帰属意識の低下、自治会運営の形骸化がコミュニティを弱体化させております。防災への取り組み、自助への啓発は単に防災知識を得るだけではなく、ふだんから人間関係の大切さを確認することとともに、減災の成果を得るだけにとどまらず平時のコミュニティの強化へと広がっていきます。防災先進の弥富市を目指して、まずは一人の啓発から、根気強く継続的に行っていただくことが重要かと思えます。

時間がありませんけれども、ちょっと説明します。

市民一人一人の防災の啓発については、先ほど御紹介した岡山県の瀬戸内市、もう1つ瀬戸内市のもので素晴らしいものがあるので御紹介したいんです。

これは家庭に全戸配付もされておる、また自由にとることもできる家庭用の防災マニュアルです。これはようできています。台風から、市の防災のほうにも片田教授のセミナー、スーパー伊勢湾台風に備えてというのがありますが、それをわかりやすく、台風のときはこうするんだよ、地震のときはこうするんだよ、こういう見方をしなきゃだめだよ、でもどうするかは自分で考えてねと、結論を出してないんです。そういう内容のものでして、これも後でよかったら、差し上げるって自分で見たらいいんですけど、ぜひ参考に、こういったものがぱっととれるというところが、これも一つの情報の提供のあり方なんじゃないかな、そのように思います。

最後に、市長に、私が今回の質問で申し上げたいのは、防災組織をつくる、自主防災をつくる、先ほどもリーダーの育成も力を入れていく、弥富市の中で被害者をゼロにしていくという一つの意気込みといいですか、それをするためにはやっぱり自己啓発に力を入れていただく。自己啓発をしたならば、それをどういうふうな行動に移していくのか、これが自主防災組織だと思えます。自主防災組織が継続して楽しくやっていくには、生活文化にまで落とし込んで、先ほどの防災運動会じゃないですけども、繰り返し活動ができていけるもの。例えば先ほども言った炊き出しなんていうのは、お祭りのときに各コミュニティでは必ずやってくれというのもいいと思いますし、一斉清掃がありますよね。そのときには危険箇所をそれぞれ自分らの持っている地域を後で報告してほしいとか、必ず防災につなげていくよう

な取り組みというのが今後は必要になってくるんじゃないか、そのように思います。

最後に市長の総括的なものをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 年が明けますと、東日本大震災から3年という月日がたつわけでございます。あのときの教訓というものについては、さまざまな課題という形の中で生かしていかねばならないわけですが、少し震災ということをお忘れかしているなあというふうにも思います。

そういった状況の中で、市民の皆様にはやはり私たちから情報を発信していくということが行政の役割だろうというふうに思っております。来年は自主防災会の全体の会議を行います。そして、平成26年度についてはもっと回数をやろうという形の中で、それぞれのリーダーの方に対して啓発もしていきたい。また、より知識をも高めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、行政、議会、そして市民が一体となってこの防災、減災ということに対して取り組んでいかねばならないというふうに思っておりますので、皆様方の御協力をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 今、市長から力強いお言葉をいただきました。決して啓発だけで終わらないように、それが実質に行動につながっていけるような取り組みを、防災安全課を中心に市全体で取り組んで、弥富市の中で防災先進市を目指してまいりたい、そのように思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（佐藤高清君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了したので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~

午後4時30分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 伊藤 勝 巳

同 議員 川 瀬 知 之

